

# 目 次

令和4年12月22日（木曜日）

議事日程（第2号）

開議（午前9時30分）	45
付託議案について各常任委員会の審査結果報告	47
（総務建設常任委員会）	47
（教育民生常任委員会）	49
委員長報告に対する質疑	52
（総務建設常任委員会）	52
（教育民生常任委員会）	52
一般質問	52
3番（大野一行君）	52
1番（小川務君）	63
休憩（午前11時10分）	76
再開（午前11時20分）	76
7番（濱野良一君）	77
6番（三木俊明君）	86
休憩（午後0時19分）	95
再開（午後1時20分）	96
4番（鈴木美香君）	96
8番（福本耕太君）	103
討論、採決	113
（議案第2号～議案第7号、議案第10号～議案第11号）	
議案の上程、趣旨説明（発議第2号）	117
趣旨説明に対する質疑（発議第2号）	118
討論、採決（発議第2号）	120
休憩（午後2時33分）	122
再開（午後2時55分）	123
動議	123
趣旨説明	126
（福本耕太議員の発言の取消及び謝罪を求める動議）	
休憩（午後3時12分）	127
再開（午後3時16分）	127

一身上の弁明	1 2 8
（福本耕太議員の発言の取消及び謝罪を求める動議）	
趣旨説明に対する質疑	1 3 1
（福本耕太議員の発言の取消及び謝罪を求める動議）	
討論、採決	1 3 1
（福本耕太議員の発言の取消及び謝罪を求める動議）	
休憩（午後 3 時 2 9 分）	1 3 3
再開（午後 3 時 4 2 分）	1 3 3
発言の取り消し	1 3 3
休憩（午後 3 時 4 5 分）	1 3 4
再開（午後 3 時 4 7 分）	1 3 4
趣旨説明（福本耕太議員に対する処分要求）	1 3 4
休憩（午後 3 時 4 7 分）	1 3 5
再開（午後 4 時 2 7 分）	1 3 6
休憩（午後 4 時 2 7 分）	1 3 6
再開（午後 4 時 5 0 分）	1 3 6
休憩（午後 4 時 5 1 分）	1 3 7
再開（午後 6 時 0 5 分）	1 3 7
一身上の弁明	1 3 7
（福本耕太議員に対する処分要求）	
趣旨説明に対する質疑	1 3 8
（福本耕太議員に対する処分要求）	
休憩（午後 6 時 0 7 分）	1 3 8
再開（午後 6 時 1 2 分）	1 3 9
議会運営委員会委員長報告	1 3 9
議案の上程、趣旨説明（発議第 3 号）	1 4 0
趣旨説明に対する質疑（発議第 3 号）	1 4 0
討論、採決（発議第 3 号）	1 4 1
休憩（午後 6 時 2 1 分）	1 4 2
再開（午後 6 時 2 7 分）	1 4 2
懲罰特別委員会委員の選任（決定第 1 号）	1 4 3
休憩（午後 6 時 3 0 分）	1 4 3
再開（午後 6 時 3 4 分）	1 4 4
懲罰特別委員会の正副委員長の決定	1 4 4
委員会付託	1 4 4

(福本耕太議員に対する処分要求)

休憩 (午後 6 時 3 5 分)	1 4 5
再開 (午後 6 時 4 3 分)	1 4 5
閉会中の継続審査申出	1 4 5
休憩 (午後 6 時 4 5 分)	1 4 6
再開 (午後 6 時 5 3 分)	1 4 6
議会運営委員会委員長報告	1 4 7
議案の上程、趣旨説明	1 4 7

(三木俊明議員に対する処分要求)

休憩 (午後 7 時 0 0 分)	1 4 8
再開 (午後 7 時 0 3 分)	1 4 9
一身上の弁明	1 4 9

(三木俊明議員に対する処分要求)

趣旨説明に対する質疑	1 5 0
------------	-------

(三木俊明議員に対する処分要求)

休憩 (午後 7 時 0 6 分)	1 5 0
再開 (午後 7 時 0 9 分)	1 5 1
閉会中の継続審査申出	1 5 1
議員の派遣	1 5 1
閉会中の継続調査申出	1 5 2
閉会 (午後 7 時 1 2 分)	1 5 2

## 令和4年12月22日（木曜日）午前9時30分 開 議

### 1、 出席議員

1 番（小川 務君）	2 番（井藤茂信君）	3 番（大野一行君）
4 番（鈴木美香君）	5 番（福本達雄君）	6 番（三木俊明君）
7 番（濱野良一君）	8 番（福本耕太君）	9 番（川本貴也君）
10 番（井上正清君）	11 番（木場隆司君）	12 番（高橋正博君）

### 2、 欠席議員 なし

### 3、 欠員 なし

## 地方自治法第121条による出席者

町 長（岡野能之）	教 育 長（港 育広）
副 町 長（山本浩司）	参事兼企画財政課長（鳥井基史）
総 務 課 長（笹山恵子）	税 務 課 長（渡辺志保）
健康福祉課長（石床勝則）	住民環境課長（堀 康晴）
建 設 課 長（濱口浩司）	農林水産課長（塩見康夫）
商工観光課長（蓮池幹生）	出 納 室 課 長（須浪美香）
教育総務課長（佐伯浩二）	生涯学習課長（宮原正行）
企画財政課課長補佐（中村友幸）	総務課課長補佐（山本詳司）

## 議会事務局職員

議会事務局長（三枝恵吾）	書記（三浦博樹）
--------------	----------

## 議事日程 第2号

別紙のとおり

○議長（高橋正博君）

おはようございます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症防止のため、議場内でのマスクの着用、咳エチケットにご協力をお願いいたします。なお、発言の際はマスク着用のまま、ゆっくりと明瞭に発言していただきますようお願いいたします。

また、傍聴席の皆さまに申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願い申し上げます。

開議に先立ちまして、本日 8 時 45 分より、議会運営委員会を開催いたしまして、本日の議会運営等について、ご審議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長 濱野良一君。

○議会運営委員長（濱野良一君）

おはようございます。

本委員会は、本日、8 時 45 分より委員会室におきまして議会運営等について審議いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

議員提案として発議第 2 号「反撃能力（敵基地攻撃能力）保有の中止を求める意見書について」が提出されましたので、これを日程に追加いたします。

また、三木議員から「福本耕太議員に対する処分要求の件について」が提出されましたので、これを日程に追加いたします。

本日の会議の進め方でございますが、お配りしております議事日程のとおりであります。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（高橋正博君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおりです。

運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

## 開議

○議長（高橋正博君）

ただ今の出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

## 付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（高橋正博君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、付託議案について各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。  
本件に関し、各常任委員長の報告を求めます。

○議長（高橋正博君）

総務建設常任委員長 三木俊明君。

○総務建設常任委員長（三木俊明君）

おはようございます。

当委員会に付託されました、一般会計補正予算及び条例関係議案、契約締結について、12月15日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について、所管課ごとに要点を報告させていただきます。

まず、総務課より議案第2号の所管部分について、特別職および一般職にかかる人件費について、人員配置の変更に伴い合計2079万3千円減額するとの説明がありました。

総務事務費171万8千円について、複合機に係るコピー代等、また正面玄関に設置してあるサーモカメラの買い替えと、とのたる館へ設置するものとの説明がありました。財源として臨交金43万8千円を充当するとのことでした。

行政情報システム管理事業1412万6千円は、デジタル化の推進に伴う環境整備の一環およびコロナ対策のためのWEB会議やテレワーク用のデジタル機器として、プリンターや職員用ノートパソコンを整備する費用です。全額、コロナ臨交金を充当いたします。

価格高騰緊急支援拡大給付金事業558万1千円は、非課税世帯への価格高騰緊急支援給付金の補助対象外となっていた課税者の被扶養者世帯に対して支援金を給付するもので、課税者の被扶養者世帯のうち、非課税世帯に2万5千円を給付するもので、全額、コロナ臨交金を充当します。

委員から、「サーモカメラの買い替えにより、現在使用している物はどうなるのか」との質問に対し、多くの人数が集まるときに使用するなど、有効活用していくとの回答がありました。

また、委員から職員用パソコンの買い替えについて、「次の更新時期が一気に行うことになると思うが、どう考えているのか」との質問に対し、一度に全てのパソコンの入れ替えにならないように、計画的な更新作業を考えるとの回答がございました。

次に、議案第3号から第5号までは、人員配置の変更による人件費の補正で

あり、議案第 3 号の国民健康保険事業特別会計は 27 万 7 千円の減額、議案第 4 号の介護保険事業特別会計は 334 万 1 千円の減額、議案第 5 号の福祉サービス事業特別会計は 230 万 6 千円を増額するとの説明がありました。

次に、議案第 7 号について、令和 5 年 4 月執行の土庄町議会議員選挙から、選挙運動の公費負担に関して、限度額などの必要な事項を定めるため条例を制定しようとするものであると説明がありました。

次に、企画財政課より議案第 2 号の所管部分について、財政事務費 121 万円は、地方財政の見える化の一環による財務会計システムの改修費です。豊島地区シャトルバス運行事業 38 万円は、燃料費高騰分、域学連携交流事業 8 万 6 千円は、不具合のサーモカメラの買い替え購入費です。

歳入では、特定財源を除いた一般財源所要額が 2173 万 7 千円の減額となり、同額を財政調整基金繰入金で調整したとの説明がありました。

続いて税務課より、議案第 6 号の土庄町の税条例の一部を改正する条例について、老朽危険空き家取り壊し後の土地に係る固定資産税を 2 年間減免する制度を新たに設けるにあたり、本条例の一部を改正するものであると説明がありました。なお、減額対象や減額期間（後ほど訂正あり）などの具体的な内容は、要綱において定めるとのことです。

次に、建設課より議案第 2 号の所管部分について、道路橋りょう費は町道 3 路線の修繕を行うものです。河川費および住宅費は、それぞれ 1 施設の修繕費を計上し、災害復旧費は、台風 14 号による 8 施設の修繕費 105 万 9 千円を計上しています。

債務負担行為補正につきましては、要鉄川西線改良事業において、令和 5 年度に限度額 900 万円を設定しています。

また、議案第 10 号、（社会資本整備総合交付金）町道沖之島線道路整備工事（橋梁下部工）（第 2 工区）、議案第 11 号、刈崎都市下水路事業、大谷ポンプ場幹線整備工事（1 工区）は、請負契約を締結するものとの説明がありました。

委員から、一般競争入札に付する入札参加資格要件についての質問がありました。

次に、農林水産課より議案第 2 号所管部分について、一次産業 PR 動画作成委託料 275 万円は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、農畜水産物の需要が減少しているため、今後開催されるイベント等で土庄町の第一次産業を PR し、消費の拡大を目的に動画を作成するものです。

また、農業経営収入安定化支援事業補助金 37 万 3 千円は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が農家に与えている影響を考慮し、農業経営収入保険に加入する農業者に対し、保険料の一部を支援するものです。

次に、飼料価格高騰対策事業 300 万円は、燃料価格の高騰、国際情勢の緊迫

などの影響による飼料作物の高騰により、畜産農家に深刻な影響を及ぼしているため、国、県とは別に、町独自の飼料高騰対策支援金を畜産農家に補助するものです。

災害復旧費、農業用施設災害復旧事業 115 万円は、台風等により被災した黒岩地区のため池と見目地区の農道を修繕するものでございます。

漁港災害復旧事業 51 万 1 千円は、台風等の影響により、海岸に漂着した漂着物の撤去と唐櫃漁港の護岸の一部を修繕するものです。

委員から「町内の一次産業の PR、消費拡大を目的に作成する動画の使用方法について」の質問があり、島外でのイベント等で使用するとともに、ホームページ等に掲載も考えたいとの回答がありました。

最後に、商工観光課より議案第 2 号の所管部分について、商工業振興費 138 万円（後ほど訂正あり）は、産・官・学が連携した首都圏における食の PR 事業にかかる県外旅費です。

物価高騰等対策支援事業 7272 万 1 千円は、コロナ禍における事業者支援金を給付するもの。

瀬戸内国際芸術祭事業 469 万 9 千円は、会期中の豊島臨時バスの運行負担金で、小豆島とのしょう町ふるさと応援大使事業 94 万 5 千円は、アニメ「からかい上手の高木さん」劇場版の小豆島上映に係る経費との説明がありました。

以上、各課から報告を受け審査した結果、全ての議案について本委員会として、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設常任委員会へ付託された審査内容の報告を終わります。

○総務建設常任委員長（三木俊明君）

失礼いたします。訂正をさせていただきます。

私が先ほど申しました税務課の部分につきまして、減免対象や減免期間などというところを、減額対象や減額期間などというふうに申ししておりました。減免対象や減免期間と訂正させていただきます。

それと、最後の商工業振興費 13 万 8 千円を 138 万円と申し上げました。訂正いたします。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

教育民生常任委員長 木場隆司君。

○教育民生常任委員長（木場隆司君）

おはようございます。

当委員会に付託されました各会計補正予算の議案について、12 月 15 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について、所管課ごとに要点



を報告させていただきます。

はじめに、教育総務課より議案第 2 号の所管部分について、私立・町外保育所運営事業 17 万 1 千円は、私立保育所 2 園に対する電気、ガス代の価格高騰分を補助するものとの説明がありました。

公立認定こども園維持管理費では、来年 1 月から新たに開始する使用済み紙おむつの処分事業に係る 82 万 1 千円と、土庄こども園 2 階デッキ広場に遮光ネットを整備する施設修繕費 46 万 5 千円との説明がありました。

放課後児童クラブ費の 699 万 2 千円は、他県で実施された会計検査の結果に基づく是正処置に伴うもので、国庫補助金と県補助金に対して返還するものとの説明がありました。

教育振興事業では、GIGA スクール構想に伴うオンライン学習に向けた整備として、インターネット利用料 11 万 4 千円、AI ドリル使用料 85 万 8 千円、また、備品購入費 39 万 6 千円は、モバイルルータを購入する費用との説明がありました。

最後に、小学校維持管理費では、施設修繕費 71 万 5 千円は豊島小学校プール棟トイレを洋式化に修繕し、工事請負費 411 万 4 千円は豊島小学校へジャンクルジム、うんていを設置するとの説明がありました。

委員から公立認定こども園の使用済み紙おむつ処分事業の開始時期について質問があり、12 月から準備を始め、実際に紙おむつを処分するのは来年 1 月から実施する計画との回答がありました。

続いて、生涯学習課より、議案第 2 号の所管部分について、公民館費 1158 万 2 千円は公民館の電気料不足分、中央公民館の外壁修理、大部公民館のエアコン購入、刈崎公民館のトイレ改修、各公民館へのサーモカメラの購入を行うものとの説明がありました。

図書館費、小豆島尾崎放哉記念館費および大坂城残石記念公園費は、電気料不足分とサーモカメラの購入を行うものです。

放課後子ども教室費 168 万 5 千円は、利用児童数増加に伴うスタッフの増員、不足する教材費を補正するものです。

体育施設費の施設修繕費 440 万 3 千円では、体育関係施設の和式トイレを洋式に改修するもの、また、備品購入費は、総合会館に空気清浄機、サーモカメラの購入するものです。財源としてトイレ改修、エアコン、サーモカメラの購入には、コロナ臨交金を充当するとの説明がありました。

次に、健康福祉課所管の議案第 2 号について、感染対策用品等購入費補助事業およびコロナ禍における物価高騰対策補助事業の計 292 万円は、広域行政事務組合が運営する小豆島老人ホームおよび土庄診療所に対して補助を行うもので、財源としてコロナ臨交金を充てるとの説明がありました。

また、乳幼児医療、子ども医療費については、実績による不足見込み額との説明がありました。

また、香川県子育て世帯生活支援特別給付事業 265 万 7 千円は、香川県が実施する物価高騰支援として低所得の子育て世帯に対し、一人 2 万 5 千円を支給するもので、対象児童は 100 名を見込んでいるとの説明がありました。

また、子育て世帯物価高騰支援特別給付事業 1735 万円は、18 歳以下の子育て世帯を支援するために児童 1 人あたり 1 万円を支給するもので、対象者は 1600 人を見込んでおり、財源としてコロナ臨交金を充てるとの説明がありました。

また、特定不妊治療費助成事業 225 万円は、本年 4 月以降に保険適用となった不妊治療に係る医療費および保険外診療の治療費ならびに不育症治療費を助成するとの説明がありました。

また、母子保健事業 670 万円は、出産・子育て応援交付金を支給するもので、対象者として妊娠 84 件、出生 50 件を見込んでおり、財源として国費および県費を充てるとの説明がありました。

また、新型コロナウイルスワクチン接種事業 662 万 9 千円は、ワクチンの個別接種を実施する町内の医療機関に対し、県補助金の対象とならない接種 1 回当たり 1 千円の補助金を交付するもので、財源としてコロナ臨交金を充てるとの説明がありました。

次に議案第 4 号、介護保険事業特別会計の補正については、介護認定調査員の人件費および離島等地域利用者負担軽減制度補助金を増額するもので、離島等地域利用者負担軽減制度補助金は財源として県費を充てるとの説明がありました。

次に、住民環境課より議案第 2 号の所管部分について、戸籍住民基本台帳費ではマイナンバーに係る戸籍システム改修等に関する経費を、老朽危険空き家対策事業では補助金の減額を、塵芥処理事業、し尿処理事業については職員に関する経費を計上しているとの説明がありました。

また、住民環境課所管の各施設について電気料高騰に係る経費を計上するとの説明がありました。

以上、各課から報告を受け審査した結果、委員から議案第 2 号の住民環境課所管部分について反対がありましたが、採決を行い賛成多数により、本委員会として原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（高橋正博君）

これもちまして、各常任委員会の審査結果報告を終わります。

## 委員長報告に対する質疑

○議長（高橋正博君）

これより、各常任委員長より報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（高橋正博君）

教育民生常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

## 一般質問

○議長（高橋正博君）

日程第2、一般質問を行います。

なお、答弁につきましては簡潔・明瞭に答弁いただきますよう、よろしくお願いいたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

○議長（高橋正博君）

3番 大野一行君。

○3番（大野一行君）

3番、大野です。まず、質問の前に一言申し上げます。

今日までの私たちの議員の質問、提案に対して、まず、小瀬の戸形小学校跡地利用の活用について、行政のほうで取り組んでおられます。

それから、ふるさと納税についても議員から質問がありました。これも、旅

行先でのふるさと納税についての行政のほうの動きがあります。このことは、評価をして質問に入ります。

○議長（高橋正博君）

大野議員、通告にありませんので質問を控えてください。

○3番（大野一行君）

質問に入ります。

まず1番目、土庄町における可燃ごみ、不燃ごみ、一般廃棄ごみ、産業廃棄ごみ等の対策を問います。

まず1番目に、前三枝町長のときの一般廃棄物処分場の候補地選定について、ボーリング調査を行った経緯がある。これは、国の補助金を含めて、およそ1億円近く使われております。この経緯についてご説明を願います。

○議長（高橋正博君）

住民環境課長 堀康晴君。

○住民環境課長（堀康晴君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

平成29年から、馬越地区での一般廃棄物最終処分場の建設につきまして、調査を実施いたしました。当時、琴塚地区での計画が行き詰まり、馬越地区が過去に検討された場所であったこと、地権者および自治会関係者からもご理解をいただけたことから、自治会住民への説明会を行い測量、ボーリング調査を実施し、その後、平成30年にかけて追加のボーリング調査、計画策定、不動産鑑定業務、補償費調査業務等を行いまして、総事業費9572万3640円を支出いたしました。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

大野一行君。

○3番（大野一行君）

誠に申し上げにくいのですが、私の調査では、この土地については従来から炭鉱地の跡で、よくよく調べますと、適していない土地だったと認識しています。そういう意味では、この土地をその後、何か使いましたか。質問です。

○議長（高橋正博君）

住民環境課長 堀康晴君。

○住民環境課長（堀康晴君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

この土地につきましては、土庄町が購入をしておりませんので、その後の利用はございません。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

大野一行君。

○3 番（大野一行君）

結果的には、購入をしてなかったのが良かったわけですがけれども、しかしながら、先ほど申しましたように、もともと適していない土地を調査をしてる。お金を使ってボーリングをしてるという事実、経過が私の中ではあります。

現在、ほかの土地を探しておられます。この結果はですね、当事者がいないので、これ以上の問題提起ができないんですが、行政の継続性からして誠に申し訳ないですが、現課長はこの結果をどう受け止められていらっしゃいますか。

○議長（高橋正博君）

住民環境課長 堀康晴君。

○住民環境課長（堀康晴君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

当時はこちらのほうで建設するための調査を行っております。その際に、最終的には非常に残念な結果とはなりましたが、香川大学の教授のほうにボーリング調査を依頼しました。そのときの文章からは、「地すべり地形は、地形判読により得られる結果であり、地すべり地形だからといって地すべりであるとは限りません。ボーリング調査等の地質調査を実施し、地すべり面粘土が採出される等したことで、判読された地すべり地形がやはり地すべりであることが確認でき、比較的安定性が低いのではないかと想定することができました。」

こういうふうな判定をいただいております。つまりは、ここで建設を計画した場合に、先にボーリング調査を実施して、ここでできるかどうか判定した後、その後の調査に入るべきであった。そういうふうな面では反省をしております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

大野一行君。

○3 番（大野一行君）

今、現課長から直接当事者ではありませんけど、いささか少し反省しておるという言葉が聞かれましたので、次の質問に移ります。

個人的には、無駄遣いだなと思ってます。次に移ります。

産業廃棄物等について、ここに記載してますので、第2点です。

第3点、豊島における現状のごみ対策と今後の課題、第4点、破碎ごみの処理状況と今後の課題、これらを答えていただきたいと思います。

○議長（高橋正博君）

住民環境課長 堀康晴君。

○住民環境課長（堀康晴君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

まず 2 番目の産業廃棄物の処分についてでございますが、産業廃棄物の処分につきましては、県が廃棄物処理業者や廃棄物処理施設の許可を行うこととなっておりまして、排出事業者、収集・運搬業者、処分業者が廃棄物処理法に基づき適正に処分を行うものと理解をしております。

続きまして、3 番目の豊島における現状の対策と今後の課題につきましては、豊島地区におけるごみの処理につきましては、直営で業務継続するため臨時職員を募集しましたが 2 年間応募がなく、また、現職の職員も退職の意向であったことから、平成 31 年 1 月から可燃ごみ、不燃ごみとも収集・運搬業務をオリブ環境開発株式会社に業務委託をしております。

可燃ごみは、小豆島クリーンセンターへ搬入し焼却処分、不燃ごみは豊島地区一般廃棄物最終処分場で埋立処分を行っております。正月やお盆などには、回収しきれない量のごみが出されるときがありまして、小豆島への搬入には船舶を利用しますので、どうしても対応し切れず 2、3 日ごみが回収できない場合があります。

続きまして、最後のご質問、破碎ごみ処理の現状と今後の課題についてですが、破碎ごみとは、一般的に不燃ごみでありまして、破碎処理をして埋め立て処分されるごみのことをいいます。具体的には、カラーボックス、テレビ台などの小型家具、靴、鞆などの皮革・合皮製品、傘、おもちゃなどの複合素材製品などを指します。

土庄町では、平成 31 年 1 月から不燃ごみの収集運搬業務ならびに不燃ごみからの空き缶、瓶などの有価物の選別および破碎業務等を有限会社小豆島に民間委託をしております。その後、破碎ごみは綾川町の株式会社富士クリーンに依頼し、島外搬出、処分をされております。

有限会社小豆島は、一般廃棄物の中間処理業および積み替え保管の許可業者でございます。不燃ごみを作業場内で一時保管、手選別を行い、その後、破碎機や重機、プレス機を利用して容積を減らし、埋め立て処分を行える状態にしています。土庄町内では、町の許可内容、設備や施設規模を考慮しますと、現状委託可能な業者は 1 社のみとなります。

現在、進めております小豆地区広域行政事務組合の粗大ごみおよび不燃ごみ破碎選別処理施設事業につきましては、令和 8 年 4 月からの操業を目指しています。同施設が完成すれば現在、有限会社小豆島へ委託している業務は新施設へ移行となる予定です。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

大野一行君。

○3 番（大野一行君）

この過去のですね、現在も含めて可燃ごみの焼却において、例えば、不燃ご

みが大量に混じって可燃ごみと一緒にほかされたっていう経緯はありませんか。

○議長（高橋正博君）

住民環境課長 堀康晴君。

○住民環境課長（堀康晴君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

大量に混じったとは聞いておりませんが、時折、混じって燃え切らないという話は聞いております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

大野一行君。

○3番（大野一行君）

その辺のチェック体制は、どうされておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

住民環境課長 堀康晴君。

○住民環境課長（堀康晴君）

町が収集して、クリーンセンターに持ち込む場合には、現場職員がその際、持ち上げたときに瓶や缶が入っている、そういうのは確認して、その場に置いて帰ります。しかしながら、直接搬入の場合、わが町の場合ですと、住民環境課のほうに、そういったごみを、まず持ち込んで、こちらで構わないよということで許可を出しますので、われわれが確認をしております。小豆島町のほうにつきましては、われわれは確認しておりませんので、そこは分かりません。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

3番 大野一行君。

○3番（大野一行君）

必ず、できる限りチェックはしていただきたいという要望です。

最近、ときどき休憩しながら年に何回かは修理をされている関係で、おそらく、かなり耐用年数は過ぎてるだろうと、燃やす機械のほうですけども。そういう意味では、チェックをきちんとしていただきたい要望をしておきます。

時間の関係で、次にまいります。

土庄町における観光行政の課題とイベント等について問います。エンジェルロードは、小豆島土庄町の中心的な観光資源であります。これ、皆さんご存知です。ところが、夏の最盛期には、駐車場で随分と怒号が飛び交うというのを私、現場で調査したら聞き、そういうことがありました。「何とかならないものか」という現場の意見を聞いております。場所的に、なかなかご苦労はあると思うんですが、基本的には駐車場が狭いということに尽きるのかなと。一長一短ありますけれども、一夕にはいかないですけども、今後の駐車場対策につ

いてお聞きをします。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

現在、エンジェルロードを訪れる観光客に対しましては、第1駐車場があり、訪問者が集中する繁忙期の緩和策としまして近隣に第2駐車場を2カ所常設しております。

その他、ハイシーズンやイベント開催時などには臨時駐車場としまして、フレトピアホールや小豆総合事務所、さらには旧土庄高校などを利用し、多くの方が駐車できるよう対応しているところです。

また、常設する第2駐車場につきましては、迷路のまち方面にあるということもあり、エンジェルロードから地元商店や旧跡の多いまちなか周遊エリアへ誘導することで、町中を歩いて楽しんでいただくことも期待できます。

引き続き、エンジェルロード近隣に駐車場を設置することで、満車時の緩和と合わせて、町中の活性化に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（高橋正博君）

大野一行君。

○3番（大野一行君）

駐車場については、課長のおっしゃるとおりなんですね。

やはり、お客さんは必ず現場へ先きますので、必ず行きます。現場に行つて揉めてるんですけども、取りあえず、予算のこともありますから、一足飛びにはいかないだろうという前提で質問をしています。これからの課題として考えていただきたいというふうにお願いをしておきます。

それから、2番目ですが、この小豆島の自然環境全てが資源になります。時間の関係で読めませんが、それぞれ、柳のオリーブの木、重岩、さまざまな地元が頑張っておられてる。最近、知名度が上がっています。そういう意味では、「土庄層群」という非常に文化的なところもございます。なかなか知名度が上がってないように思いますので、専門家の方が見るそうですが、この辺については、将来どう考えておられるのか関係機関にお聞きしたい。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

それでは、大野議員のご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、土庄層群は約4000万年前にできた地層とも言われ



ております。小豆島と豊島の一部に見られるところではありますが、小豆島側につきましては、伊喜末・小江から海岸沿いの屋形崎付近までと、黒岩・肥土山北方に分布しておりまして、豊島のほうにつきましては、壇山中腹から北方の硯海岸にかけてと、家浦から甲生の県道以西の山頂斜面周辺に分布するものと認識しております。

近年、各地で地域の地質や地形を教育や観光に活用する動きがみられ、メディアなどにも多く取り上げられているのが散見されます。

大野議員ご指摘の土庄層群には文化財指定となっております蕪崎（かぶらぎ）断層もありまして、海岸に露出した断面層は小豆島の地殻を示す貴重なものでもあります。

また、土庄層群だけでなく、小豆島全体が特徴的な自然景観が広がる地域でもありますことから、小豆島の地質を含む自然環境などについては、各所で学術的な研究がなされているところです。

まずは、これらの文献等を参考に、この層群の歴史的価値や成り立ちなどを知ることから始め、観光資源という視点からだけでなく、文化財の保全や生涯教育など、幅広い視点での活用方法を関係各所が模索するところから始めることになると考えております。よろしく申し上げます。

○議長（高橋正博君）

大野一行君。

○3番（大野一行君）

観光課長のおっしゃるとおり、おそらく観光資源になりうるであろうと、生涯学習課長からも資料をいただいておりますので、私も勉強しています。

今後とも、観光資源として成り立つのかどうかも含めてですね、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに申し上げます。

次に移ります。もう1点、柳の千年の木なんですが、現在、行きますとウッドデッキできちんと景色が見れるようになってます。両サイドの木を伐採して素晴らしく見えます。それ課長、ご存知でしょうか。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

私もあそこの景色といいますか、景観がものすごく好きですので、再々行きます。千年の木の奥にですね、ウッドデッキをしっかりと整備されて、そして伐採もしておって、あそこからエンジェルロードも見えますし、すごく観光客の方にとってもいい場所だなというふうに認識しております。

○議長（高橋正博君）

大野一行君。

○3 番（大野一行君）

ご存知でしたら結構です。できるなら、できる限り行政とさまざまな民間業者と一緒にあって観光開発に頑張っていたきたいという要望でございます。

次に、移ります。

タートルフルマラソン等のイベント、これがですね、私、委員会でも申し上げておりますけれども、柳・小瀬・千軒コース、とても広くて美しいところです。ここにも質問してありますが、時間の関係で読めません。コース変更は考えておられるのかどうか。私は、うまく活用していただきたい。お客さんを土庄全体に振っていただきたい。そういう思いもありまして、来客はまた新しい発見するだろうというふうに思っていますので、その辺、お考えを伺いたいと思います。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

それでは、大野議員のご質問にお答えいたします。

来年1月に第41回目となります瀬戸内海タートルフルマラソン全国大会が開催されます。本大会の大きな特徴としまして、島路をゆったりと走る「フルマラソン」部門があります。

大野議員のおっしゃるように、柳・千軒・小瀬などの景観も、今の現在のコースに劣らず素晴らしいものがありますが、フルマラソンを開催するにはいささか短く手狭で、何度も同じルートを周回するというコースになってしまう可能性もありまして、これまでのように広く地域ごとに移り変わる景観を楽しみながら走りたいタートルランナーにとっては、その醍醐味が少し消えるのかなという思いもあります。

また、ご指摘のコースでありますけれども、現在のコースと比べても決して道路が広いとは言えずですね、歩道のない箇所、またトンネル内での走行については安全面での不安もいささか出てまいります。

さらに、前島コースとして土庄港近くを走ることになりますと、どうしても幹線道路を通るフェリーからの乗降車、車等を止めることというのは非常に難しいのかなと言わざるを得ません。

現在のコースは、土庄町北部の素晴らしい景観とランナーの走りやすさから、現コースが選定されたというふうにも聞いております。昨今、公道を使用してのマラソン大会が非常に開催しにくくなる中、ランナーファーストの観点から、現状では安全管理を徹底しながら、現コースの充実を図っていくということが考えられるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

大野一行君。

○3番（大野一行君）

趣旨はよく分かるんですが、その辺はやはり行政としては、うまくミックスしながらですね、やはり土庄町全体を観光として使うということが、僕が求めているというか、お願いしてるところなんですよね。私がお願いするのおかしいんですが、本来、行政のほうが知恵を絞って積極的に観光行政打って出ることがとっても大事だと思ってます。意見だけ申し上げて、このことも検討の中には入れていただきたい。やり方次第だろうと思うんです。大変だと思いますけれども、ぜひご検討願いたい。今後の課題としてお願い申し上げたいと思います。時間の関係で、次進みます。

带状疱疹についての質問になります。带状疱疹患者の実態と今後の課題を、この土庄町ではどう見ておるのか。

今、带状疱疹ワクチンはたぶん60歳からだと思うんですが、この近年の患者数等をお聞きしたいと思います。

それから、ワクチン費用の補助金制度、たぶん今ないと思うんですが、例えば、65歳からでも土庄独自のワクチン補助金制度があるなら、たいへん助かるのかなというふうに思います。お答えください。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

带状疱疹ワクチンにつきましては、現在、平成28年に追加承認されました水ぼうそうの予防薬である水痘ワクチンと、平成30年に新たに承認された「シングリックス」のワクチンの2つの製品がございます。

水痘ワクチンは1回接種で費用は7千円程度、シングリックスは2回接種が必要で、費用は4万円から6万円程度かかります。それぞれ予防効果などで長所・短所がございます。

本町での带状疱疹患者数については、正確には把握しておりませんが、平成23年から3年間、小豆郡内の50歳以上1万2522人を対象に実施した带状疱疹疫学調査によれば、50歳以上の年間発症率は1.07%とされております。現在、町内の50歳以上は約8000人なので、患者数につきましては、年間85人程度と予測されます。また、その中でも長い間痛みが残る带状疱疹後神経痛になる可能性のある方は14.4%とされており、推計では12人程度となります。

次に、2つ目のご質問でございますが、国が示す带状疱疹の予防接種の対象年齢につきましては50歳以上となっております。水ぼうそうにかかったことがあ

る人は、すでに水痘・帯状疱疹ウイルスに対する免疫を獲得していますが、年齢とともに弱まってしまうため、改めてワクチン接種を行うことで免疫を強化する意味がございます。

現在、県内で助成事業を行っているのは直島町のみであり、町単独での助成はたいへん難しいところではありますが、今後の県内での助成状況、患者数、ワクチンの供給量、実施体制等を踏まえまして検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

大野一行君。

○3番（大野一行君）

ありがとうございます。ぜひ、検討はしていただきたいと思います。

それから、次の質問に移ります。

土庄町における、俗にいうDV（ドメスティックバイオレンス）、あるいは、学校内でのいじめ、暴力行為等さまざまな虐待等含めて、確かにプライバシーの問題ですから、たいへん微妙な問題でもありますけれども、一方では人権の問題でございますので、現状の認識を質問いたします。

どちらの課でも結構ですが、学校における内容でも結構です、どうぞ。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

健康福祉課のほうからは、DV（ドメスティックバイオレンス）、子ども虐待に関する町の取り組みにつきましてお答えいたします。

近年の核家族化の進展、地域社会の希薄化等、社会環境が大きく変化する中で子育て支援、要保護児童、高齢者、障害者、女性等に関するさまざまな問題が発生し、とりわけ虐待に関する事件等は年々増加し、深刻な社会問題となっております。これらの事件等においては、時として関係機関の対応が後手に回り、救える命が救えなかったことなどが問題になっております。こうしたことをできる限り防ぐため、土庄町、香川県、警察、法務局等の関係機関をはじめ、地域の関係団体が有機的な連携に基づいた援助方策を検討する「土庄町虐待防止等ネットワーク協議会」を設置しております。

主な活動内容につきましては、虐待についての地域社会への啓発活動、虐待を受けた者の発見からサポートに至るシステムの構築および実践、虐待を受けた者の実態把握と個別支援などとなっております。健康福祉課も相談通告窓口の一つとなっております。

子ども虐待について通告・相談を受理した児童相談所や町は、虐待を受けた

子どもの生命を守り、安全を確保することを最優先にして対応することとしており、虐待が疑われる事例や、将来、虐待となる可能性の高い事例等も児童相談所や町が相談や情報提供等を受けたことをもって通告として受理し、緊急受理会議を開催して初期対応を検討しております。

受理した案件後は、24時間以内に子どもの安否確認を行うとともに、保育所、こども園、小・中・高校などに在学中の子どもにおいては、実態調査や情報を学校等と共有しております。

また、関係機関が一同に会して、個別ケース検討会を開催し各機関の役割分担を行い、所属機関の見回り依頼など具体的な支援を検討し各機関で支援を開始いたします。

さらに緊急を要する事例では、即座に児童相談所へ通告し、一時保護などによる子どもの安全の確保に努めております。

DV（ドメスティックバイオレンス）に関しましては、町に相談がございましたら、緊急度を見極め、県の子ども女性相談センターに設置している配偶者暴力支援センターや小豆事務所、警察などを紹介したり、町から直接関係機関に通告するなどしております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、教育総務課のほうからは、各学校でのいじめ、暴力行為についてお答えさせていただきます。

土庄町では平成26年10月に「土庄町いじめ防止基本方針」を定め、各学校に周知しまして、個々の学校においてもそれぞれに「いじめ防止基本方針」を作成しております。その内容として、まず、いじめの把握方法につきましては、各学校は定期的な教育相談やいじめのアンケートを行うとともに、日々の子どもの変容を教職員で共有するなど未然防止と早期発見に努めています。

また、いじめが起こった場合の対処方法につきましては、学校全体では、まず正確な状況把握とその分析を行い、関係する児童生徒が納得するまで話をし指導をします。そして、その内容を保護者に伝え、いじめを受けた生徒に対する支援を行います。同時にいじめを行った生徒の保護者にも助言を行い、再発防止に努めています。また、いじめの内容に応じては、学校、教育委員会、警察が連携し、対処方針を協議します。

そのようなことから、学校内では個々の教職員においても「いじめはどの子にも、どの学級にも、どの学校にも起こりうるもの」との認識と、「いじめは絶対に許さない」と、強い覚悟のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解決に努め、家庭・地域・関係機関等と連携し取り組んでいます。

いじめは子どもだけの問題ではなく、全ての人たちの問題であると認識しつつ、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、社会全体で子どもたちを見守り、育むことが大切であると考えています。子どもが子どもらしく、この町で幸せな子ども時代を送れるよう今後も努力してまいります。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

大野一行君。

○3番（大野一行君）

たいへん丁寧にお答えいただきました。たいへん難しいプライバシーもありますので、難しいですけれども、やはり一人一人の人権もありますので、ぜひ頑張っていたきたいというふうに思います。最後にもう時間がありませんが、最後にもう一度、被害者のシェルターなども用意があるのかどうか。それだけ、お聞きしたいです。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

大野議員の2つ目のご質問にお答えいたします。

DV（ドメスティックバイオレンス）や子どもに対しての一時保護施設につきましては、県内に設置されております。なお、子どもの一時保護につきましては、児童相談所の職権によりまして実施することになっておりますが、島外への交通手段が遮断される夜間におきましては、児童相談所の指示を受けまして、町内において、子どもの安全が図られるよう保護する体制を整えております。具体的な内容等につきましては、控えさせていただきたいと思っております。

今後とも、関係機関との有機的な連携を図りながら、きめ細やかな支援が機動的に行えるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

大野一行君。

○3番（大野一行君）

大変ですけれども、やはり町民のための行政ですから、そのことを忘れないで頑張っていたきたいというふうに、最後に要望して私の質問を終わります。

○議長（高橋正博君）

1番 小川務君。

○1番（小川務君）

おはようございます。

許可をいただきましたので、小川務が12月定例会の一般質問をさせていただきます。

昨年の12月に当選をさせていただき、はや1年がたちました。その間に3度、一般質問させていただきました。

そこで、最初の質問は、過去に一般質問をさせていただいた内容について、今、どのような状況かをお尋ねしたいと思います。

令和4年2月、三枝前町長が官製談合防止法違反で逮捕・起訴され、6月に懲役2年執行猶予4年の判決が言い渡された。その後、発生に至った課題、再発防止のために官製談合再発防止委員会を設置した。

12月15日の議会への総務建設常任委員長報告では、20日に町長へ答申が提出されている。

改めて、官製談合再発防止委員会が、どのようなことに重点を置き、どのようなかたちで協議をしてきたか。また、今後の方向性とともに入捗状況をお伺いいたします。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

小川議員のご質問にお答えいたします。

土庄町官製談合再発防止対策検討委員会の開催状況につきましては、総務建設常任委員会におきまして、開催の都度ご報告させていただいており、委員長報告と重複するところもございしますが、改めて、簡単にご報告申し上げます。

まず、検討委員会の委員には、国立大学法人香川大学大学院地域マネジメント研究科の渡邊誠特命教授、碧海総合法律事務所の徳田陽一弁護士、白川公認会計士事務所の白川尊大公認会計士、これら3名の先生方にご就任いただいております。

第1回の委員会におきまして、委員の互選により委員長には渡邊教授が就任していただいております。

検討委員会は、計4回開催しておりまして、今年7月1日に第1回目の委員会を開催して以降、第2回目を8月29日に、第3回を11月28日に、第4回を今月20日に開催し、先ほど小川議員もおっしゃったとおり、町長への答申が行われております。

答申書につきましては、渡邊委員長を中心に検討委員会が主体となって作成していただいております。検討委員会からの答申を重く受け止めまして、二度と今回のような事件が発生しないよう町といたしましては、再発防止対策を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

小川務君。

○1 番（小川務君）

ありがとうございます。

7月から4回開催され、委員の方や職員の方の皆さんの努力が分かります。具体的な内容を話すことはできないと思いますが、官製談合再発防止委員会の雰囲気、あるいは参加者の討論状況を副町長、教えていただけますか。

○議長（高橋正博君）

山本副町長。

○副町長（山本浩司君）

小川議員の私への質問にお答えいたします。

一昨日の20日に町長に対し答申が提出されたところでございますが、これまで4回開催された同委員会に私も同席をさせていただき、私の印象に残ったこととしては、渡邊委員長が当初から宣言されておりましたとおり、「事務局と事前協議することなく、委員会として必要と考える再発防止策を答申する。高い目標を掲げていきたい」との姿勢のもと、活発な議論を経て、多岐にわたる提言をいただいたと感じております。

答申内容にはハードルが高いものも含まれておりますが、委員会としては、事務局にとって厳しい内容であることは一定理解するとして、進捗状況を第三者による監視委員会により検証していくというような姿勢でございました。同じく、渡邊委員長の言葉として、「委員会の役割は、いかにして役場が町民の信頼を取り戻すかを未来志向で考えること」というのも印象に残っております。

執行部のみならず、議会の議員もまた、総力を挙げて再発防止に取り組もうとしている真剣さが、委員会にも伝わっておりまして、委員会もそれに応えて、高い目標を掲げた答申となったところでございますが、一方で、島しょ部に立地する自治体の特有の環境といたしまして、地縁、血縁に起因する人間環境の近さといった要素があることも十分理解した上で議論されるなど、総じて委員との間の意思疎通が保たれながら、いい議論ができたのではないかと感じております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

小川務君。

○1 番（小川務君）

同席した副町長の口から今、おっしゃった委員の状況を聞くことができ、土庄町の将来のことを真摯に考えていただいている様子がうかがえて安心しました。ぜひ、町長も一言いただけますか。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。



○町長（岡野能之君）

小川議員の質問にお答えさせていただきます。

この 20 日に、土庄町官製談合再発防止対策委員会 渡邊委員長より答申書をいただきました。

私自身、答申を重く受け止め、二度と今回のような事件が発生しないよう、職員一丸となって再発防止対策に取り組み、町民の皆さまからの信頼回復に努めてまいります。

渡邊委員長からは、「今後、二度とこのようなことが起こらないよう職員の皆さまは前向きに考え、強い決意を持っておられます」との言葉をいただきました。私自身も、渡邊委員長の指摘で、町長に過度の権限が集中していたとの言葉をいただいております。

官製談合だけではなく、行政運営に対して私が示す方向性が、財政状況を見ながら進められているかどうか。将来の土庄町に対して負担にならないか。町民の皆さまが安心安全に豊かな暮らしを持続していくためのものであるか等について、常に職員の意見を聞き、議論を重ねながら行政運営を進めてまいりますので、小川議員をはじめ、議員の皆さまにおかれましてもご指摘、またご指導いただきますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

小川務君。

○1 番（小川務君）

町長も就任してすぐにこの事件の対応ご苦労があったかと思います。

われわれ議員は町民の代表として、町民の意見、思いをこの再発防止策に反映させていかなければならないと思います。

今後は議会で協議し、要望書も提出することとなると思いますので、住民の意見として、十分ご検討願いたいと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

町職員の災害対策本部要員研修についてお尋ねします。気象庁によると、南海トラフ巨大地震、マグニチュード 8 から 9 クラスは、今後 30 年以内に発生する確率は 70% から 80% と発表している。関東地方から九州地方にかけ、太平洋沿岸の広い地域に 10 メートルを超える大津波の襲来が予想されています。

巨大地震の発生は、いつ来てもおかしくない状況であります。

6 月の定例会で一般質問をしましたが、町職員の個々の能力や連帯感を高めるために、その後の災害対策本部要員研修の取り組みについてお伺いします。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

小川議員のご質問にお答えいたします。

職員に対する災害対策本部要員研修の進捗状況につきましては、本年 5 月以降、「自治体危機管理防災責任者研修」「市町村長の災害対応力強化のための研修」「オンライン版 市町村職員防災連続講座」「防災スペシャリスト養成研修」など、8 種の研修で、住民環境課、健康福祉課など庁内の 6 課、延べ 41 名の職員が受講しております。引き続き、小川議員もおっしゃったとおり、今後も職員向けの研修につきまして、受講機会を増やし、関係各課に積極的な参加を働きかけてまいりたいと考えております。

また、座学の研修のみならず、机上訓練や実地訓練の拡充も行い、災害対策本部要員のみならず、全庁的に防災、災害対応力の向上に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

小川務君。

○1 番（小川務君）

現在行っている研修は理解できました。

総務課長、大部地区の大正橋の、ご存じでしょうか。そこの近くなんですけども、昭和 51 年の集中豪雨により私の実家のほうも土砂崩れで倒壊し、近所の方が亡くなられたと祖母から聞いております。

また 1 例なんですけども、前回 6 月の定例会でも伝えたんですけども香川大学の災害対策本部要員研修、こちらは職員が過去の災害現場を見て、土砂災害が起こった山の地形・地質、あと救急救命講習ですね、こちらを受けて職員の方が防災士の資格を取る取り組みもあるようなので、ぜひとも講座 Zoom 研修だけではなく、現場を見に行く体験型の現場研修の導入もお願いしたいと思っております。

また、断水時に使える手動で水を出することができる井戸ですね、こちらのほうも把握していただければいいのかなと思いますので、よろしくお願いします。

次の質問に入らせていただきます。

旅先でできるふるさと納税についてお尋ねします。現在、北海道から沖縄で導入されつつある旅先でできるふるさと納税、これは旅行や出張先で、ふるさと納税をすることができる仕組みです。最近では京都府の 7 自治体が導入、今月は秋田県の仙北市でもスタートしました。

また、全国的な普及を目指し、JAL と運営会社が業務提携したと報じられました。6 月の定例会で、導入の是非を検討していくと発言がありましたが、現在の進捗状況をお伺いします。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

小川議員のご質問にお答えいたします。

6月議会定例会の一般質問で小川議員からご質問のありました「コロナ後を見据えた新しい取り組みとして、観光に来て、自治体に寄付をすると地元でしか使えない電子ギフト「旅先でできるふるさと納税」の導入はどうか」につきまして、すでに導入運用いたしております瀬戸内市を訪問し、また運営会社株式会社ギフトィと協議を進めるなど前向きに取り組んでまいりました。

観光関連産業が主要産業である当町においては旅先でできる、このふるさと納税の仕組みはたいへん効果的であります。町内の関係事業者の協力の目途がたったことから、株式会社ギフトィ社が商標・システムをもつ「旅先納税」を四国地方初として、本日12月22日に運用開始をいたしました。以上です。

○議長（高橋正博君）

小川務君。

○1番（小川務君）

ありがとうございます。

本日ですね、12月22日から導入されてるということで驚いております。

京都府の7自治体のように近隣自治体と協力して利用者が使用しやすい環境を整備していく考えはありますか。どうでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

本町で実施いたします旅先納税につきましては、スマートフォン等で専用のサイトから土庄町にご寄附いただくと、その場で町内の加盟店で使用できる「とのしょうe街ギフト」を返礼品として発行いたします。

ふるさと納税制度において、今まで恩恵を受けにくかった観光産業や飲食業の活性化を目指し、今後も加盟店が広がるよう進めてまいります。

また土庄町、小豆島町、小豆島全体でこのふるさと納税が使用、活用できますように、今後は小豆島町にもご案内し、観光客目線で小豆島で使えるふるさと納税、旅先納税、これを進めていく方向で今、検討をいたしております。以上です。

○議長（高橋正博君）

小川務君。

○1番（小川務君）

それでは、今現在なんですけど土庄町では加盟店はいくつぐらい参加予定でしょうか。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

本日運用開始しまして、本日時点で加盟店は 45 でございます。なお、旅先納税自体を旅の楽しみにできるように、引き続きプロモーションを行っていく計画も準備しております。

○議長（高橋正博君）

小川務君。

○1 番（小川務君）

ありがとうございます。

四国初という導入ということなんですけども、すぐには結果は結びつかないかもしれませんが、試行錯誤しながら観光業をより一層盛り上げるため、土庄町、あるいは小豆島、豊島に合った制度を設計していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

次の一般質問させていただきます。

今後、土庄町の人口は減少し、税収の減額は避けられません。そこで、自主財源確保のため、高松市は、郵便封筒の広告掲載を行っているが、導入の予定はありますか。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

小川議員のご質問にお答えいたします。

現在、土庄町で使用している封筒につきましては、出納室において一括購入し、町名を表示するなどの印刷を自前の機械で行い、全庁的に使用いたしております。また、業務に応じて個別に仕様が必要となる封筒につきましては、各課において外部発注し、対応しているところでございます。

県内他市町の封筒への広告掲載の状況といたしましては、事業者が封筒印刷を請け負い、自ら募集した広告を掲載した封筒を作成し提供する「提供型」、また、広告料金を支払って既存の封筒に広告を掲載する「掲載型」などがございます。

全庁的な封筒の使用枚数は把握しておりませんが、先ほど申しました出納室一括購入数は、多くを占める長 3 サイズで約 3 万 3000 枚となっております。「提供型」では、この程度のボリュームで、自ら広告主を募集し印刷を請け負う事業者の応募があるのか、「掲載型」では、現状で封筒購入後に自前印刷しているものを、業者での印刷を含めた封筒納品へ切り替えることが経費の増大につながるのか、などの課題が考えられますので、今、検討中でございます。

○議長（高橋正博君）

小川務君。

○1 番（小川務君）

「提供型」と「掲載型」があるということなので、どちらが本町にとっていいのか、調査研究して新たな自主財源となるようでしたら、取り組んでいただければと思います。以上になります。

次なんですけども、積極的な少子化対策と子ども支援についてお尋ねします。

子どもを授かりたいけど、なかなか授からない方のために、令和 4 年 4 月から不妊治療が保険適用の対象になり、人工授精、体外受精などの治療が保険対象となった。

一方で、妊娠はするものの、流産などを繰り返し、子どもを授かることができない不育症に悩む方がいる。その方への経済的負担の軽減を図るために香川県が実施している治療費事業のほかに、土庄町独自の不育症治療費助成の実施予定はあるかお尋ねします。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

小川議員のご質問にお答えいたします。

不育症の治療につきましては、少子化対策における制度の主旨としては、不妊治療と同様のものと考えております。つきましては、本議会に提案しております特定不妊治療費助成事業の中で、不育症治療につきましても助成していく予定としております。

具体的には、香川県が実施しております不育症治療費助成事業による 1 回あたり 15 万円程度の助成に対しまして、町が 5 万円程度の助成を上乗せすることにより、治療費の自己負担や治療に要した交通費を対象に合計 20 万円の助成が受けられるようにしようとするものでございます。不妊治療への助成同様、本年 4 月に遡っての実施と予定しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋正博君）

小川務君。

○1 番（小川務君）

遡及して今年の 4 月まで戻るということなので、香川県や小豆島町もすでに取り入れているものなので、本町にも制度があることを皆さんにお知らせして、経済的負担の軽減に取り組んでいただければと思います。

それでは次に、すこやかエンゼル祝い金の拡充についてお尋ねします。

現在、すこやかエンゼル祝い金制度を導入していますが、第 3 子誕生には 10 万円、第 4 子には 20 万円である。過去 3 年間の実施状況はいかがでしょうか。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

エンゼル祝い金の 3 年間の実績につきましては、令和元年度につきましては 30 件、令和 2 年度につきましては 13 件、令和 3 年度につきましては 18 件で、今年、令和 4 年度につきましては、今現在予定なんです、11 件というかたちとなっております。

○議長（高橋正博君）

小川務君。

○1 番（小川務君）

ありがとうございます。

コロナ禍という理由もありますが、結婚をしたくても出会いがない。経済的に第 3 子、第 4 子が欲しいが難しい。

コロナ前の平成 19 年に、すこやかエンゼル祝い金の条例を施行されていますが、現在の少子化状況と制度の有効性が認められないのであれば、制度変更をする必要があるのではないのでしょうか。人口減少は危機的な状況にあります。例えば、第 1 子 10 万円、第 2 子を 20 万、第 3 子 30 万、第 4 子を 40 万、このように、第 1 子から祝い金を支給する制度に変更する考えはありますか。

また、すこやか手当 12 万円の増額の考えがあるかをお尋ねします。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

エンゼル祝い金の支給対象につきましては、町といたしましても、議員のおっしゃるとおり少子化対策として有効であると考えておりますので、来年度から第 1 子、第 2 子への支給するよう拡充に向け、今現在、進めているところでございます。

すこやか手当につきましては、今現在の段階では考えておりませんのでよろしく願いいたします。

○議長（高橋正博君）

小川務君。

○1 番（小川務君）

ありがとうございます。

共働き世代の増加、経済的負担により子どもが欲しいけど諦める方もいらっしゃると思います。そのような方のため、経済負担の軽減のため取り組みをお願いします。

次に、おむつ定期支援の導入についてお尋ねします。

現在の土庄町で誕生した子どもの現状と傾向はどのようになっていますか。

過去3年、データを教えてください。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

土庄町の出生数につきましては、平成26年から平成30年度にかけて90台前半～60台後半で増減を繰り返しておりましたが、ここ3年間におきましては、令和元年度が69人、令和2年度につきましては55人、令和3年度につきましては48人、また令和4年度につきましては、こちらのほうも予定ではありますが、約50名ということで減少傾向がございます。その背景につきましては、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響もあるかと思われませんが、少子化の進行につきましては、わが町だけではなく全国的な問題となっております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

小川務君。

○1番（小川務君）

私が今、43歳なんですけども中学生の頃は280名の同級生がいました。

今おっしゃったように令和元年が69名で、令和2年55、令和3年48で、今年度が50名程度、現在2クラスの子ども誕生しかなく減少傾向にあることが分かります。

また、香川県内の今年10月までの出生数が4997人、前年同期で4.1%減であります。

このような状況の中なんですけども、積極的な子どもの支援をしている自治体の例として、兵庫県明石市が月額3000円程度、滋賀県東近江市が月額1500円程度のおむつ定期支援を導入しております。これは、生後3カ月から満1歳までの赤ちゃんがいる家庭に紙おむつ、布おむつ、おしりふき、粉ミルク等を届けるもので、商品は自分でカタログを見て選択します。

また、子育てで悩みを持つお母さんに会い、育児不安の解消、相談ができる制度でもあります。「出産・子育て応援交付金」の制度もありますが、今後、おむつ定期支援の導入予定はあるかお尋ねします。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

少子化につきましては、全国的な問題があると先ほど申しましたが、国におきましては少子化対策といたしまして、妊娠・出産期を通した伴走型支援を全ての市町村で実施するべく「出産・子育て応援交付金」を制定したところでございます。この応援交付金につきましては、出産準備品や出産後の育児関連用

品の購入等を支援するものであり、これに加えて、先ほど来年度拡充予定の旨を申し上げました、エンゼル祝い金などの子育て支援を活用し、おむつ代等の購入に利用していただきたいと考えております。

なお、土庄町では包括連携協定を提携しておりますコープかがわにより、1歳までの赤ちゃんがいる家庭に対しまして、「産まれてきてくれてありがとう」というメッセージとともに、「はじめましてボックス」を届けていただいております。

また、生活保護法による非保護世帯や町民税非課税世帯の方に対しましては、健診等の結果により医師から必要と認められれば、母子栄養食品支給による助成する事業もございますので、対象者の方にお知らせいただき、ご利用いただけたらと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（高橋正博君）

小川務君。

○1番（小川務君）

やはり、財政状況を考えていかなければいけないということは理解できます。

しかし小豆島町では、今年度から給食費を無償化しました。本町では約4000万円の給食費無償化を導入しませんでした。

ぜひ今回は、岡野町長のリーダーシップを発揮して、年間約150万円のおむつ定期支援制度を実施すべきではないでしょうか。町長の答弁を求めます。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

小川議員のご質問にお答えします。

この導入を含めて子育て世代への支援について述べさせていただきます。

私自身も小川議員と同様、子育てが充実した町を目指しております。そのことによって、子育て世代の方が増え高齢者を支えていく、そのような町が理想です。

また、第7期総合計画の策定に向けて児童や学生に、この町の好きどころや強みについて伺ったところ、「人が優しい」「年配の人との距離が近く、喋りかけてうれしい」と、何人もの子どもが答えてくれました。

私は、そのような環境を持続していかなければとも思っております。

しかしながら、小川議員もご理解いただいていることと存じますが、土庄町の決算状況、また先日、総務建設常任委員会で説明しました中期財政計画からも分かるように土庄町の財政は厳しく、今後も厳しい状態が続くことが予想されます。

また、子育てしやすい環境の整備を進めていきますが、同時に、その子ども



たちが将来負担を背負わないような環境づくりも考えていかなければなりません。使用していない町有施設など今後、改修、解体をするには莫大な費用が発生します。しっかりとした方向性を定めていかなければ、次の世代に大きな負担をかけることとなります。そのような状況の中で、子育てしやすい環境の整備につきましては、先ほどの健康福祉課長の答弁と繰り返しになりますが、不育治療については、本会議に提案している特定不妊治療助成事業の中で、不育治療についても助成していく予定としています。

すこやかエンゼル祝い金の拡充についても、来年度から第1子、第2子に支給できるよう拡充に向けて進めているところでございます。

おむつ定期支援の導入については、現状では出産、子育て応援給付金、また、今後計画しておりますエンゼル祝い金などの子育て支援を活用し、おむつ代等の購入に利用させていただきたいと考えております。

そのほかの子育てしやすい環境の整備については、検討中のものも含めて、放課後児童クラブの定員の拡充、特別支援教育支援員の充実、老朽化しているこども園の園舎整備、こども園のおむつ持ち帰りの廃止、また、実施するには検討課題が多く残っておりますが、今回、福本議員の質問にあります大学生や専門学校生に対して給付金の支給などを進めておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（高橋正博君）

小川務君。

○1番（小川務君）

ありがとうございます。

確かに将来負担を増やさないということは大切だと思います。子育てが充実している町になると若い夫婦が住みます。実際、兵庫県明石市では10年連続で人口増加しているようです。もちろん、おむつ定期支援だけではなく、中学校の給食費無償、明石市内の無料施設の設置など、さまざまな条件により多くの方が移住していると思います。子どもが増えることで高齢者を支えていく層を増やす、これが持続的社会の仕組みだと思います。

日本一、子育てが充実しているまちを目指してほしいとは言いませんが、全国の有人離島が400あるので、ぜひ離島の中で1番子育てがしやすいまちだということを目指していただきたいと思います。

今後は、より一層、子ども真ん中社会を実現するために手厚くしていただければと考えております。

それでは、最後の一般質問に入らせていただきたいと思います。

災害時のWi-Fi設置についてお尋ねします。電気や水道と同様、Wi-Fiは公共インフラとして非常に重要であると考えます。スマートフォンの普及が進み災害

時等に多くの方が一斉に使う状況がある。

また、コロナ禍で新たな日常に適する必要が発生した。昨年新築された新庁舎には、無線システム復旧支援事業費等補助金（以後、訂正あり）を活用して Wi-Fi が設置されました。しかし、ほかの町の公共施設、例えば、土庄町中央公民館、フレトピアホールなどには設置されていません。

今後は、観光用の香川 Wi-Fi 以外に、町独自の設備が必要であるかを認識をしているかお尋ねします。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

小川議員のご質問にお答えいたします。

昨年度、国の補助事業を活用し災害時の防災拠点となる本庁舎、庁舎西館、やすらぎプラザに町独自の Wi-Fi を整備いたしました。平常時も来庁者を中心に、多くの方々にご利用いただいております。なお、町の関係施設でかがわ Wi-Fi が設置されている個所としましては、総合会館、残石記念公園、土庄港ターミナルビルなどがあります。また、現在整備中の多目的交流施設にもフリーWi-Fi を整備する予定でございます。

議員もおっしゃるとおり、大規模な災害時におきまして固定電話や携帯電話の回線利用が集中するなど過密状態等で利用できない場合であっても、Wi-Fi 環境下におきましては、災害情報の収集、安否確認等が可能となりますので、防災拠点や避難所における環境整備は非常に有効であると認識しております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

小川務君。

○1 番（小川務君）

必要性、そうですね、通常時と災害時における利用法や設備コスト、ランニングコストなどの費用の費用対効果、セキュリティー対策などの課題はあると思います。

また、地域防災の観点から指定避難場所に設置の予定はありますか。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

Wi-Fi の整備におきましては導入経費のほかに、通信費や保守費等のランニングコストが毎年必要となります。

ご質問の指定避難場所への設置につきましては、通常時でも利用者の多い地区公民館等においては、Wi-Fi 環境の整備は有効と考えておりますが、設置につ

きましては、それぞれの施設等の状況、また、ランニングコスト等を検討した上で今後、施設の所管する課と協議しながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

小川務君。

○1番（小川務君）

やはり、1番の課題はランニングコストになるのかなと思います。

今後は国に対してランニングコストについての要望をしていただければと思います。「これがあるから大丈夫」ではなく、いくつかの選択肢があったほうが災害時にはいいのではないかと思いますのでよろしくお願いします。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。

## 休憩

○議長（高橋正博君）

ここで暫時休憩いたします。再開を11時20分とします。

休 憩 午前11時10分

再 開 午前11時20分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

○議長（高橋正博君）

再開いたします。

○議長（高橋正博君）

1 番 小川務君。

○1 番（小川務君）

先ほど私が、一般質問した中で、一部訂正がございます。申し訳ございません。

災害時の Wi-Fi 設置について、新庁舎で導入された補助金なんですけども、無線システム復旧支援事業費等々補助金と言いましたが、公衆無線 LAN 環境整備支援事業となっております。失礼いたしました。申し訳ございません。

○議長（高橋正博君）

7 番 濱野良一君。

○7 番（濱野良一君）

7 番、濱野でございます。

一般質問の通告書のとおり、一般質問の許可をいただきましたので、本日 2 点について一般質問をさせていただきます。

まず、1 点目でございますけれども、アフターコロナへの経済対策はということでございます。

想像以上に長引いたコロナ感染症は、さまざまな面で大きな影響がありました。現在コロナ感染症につきましては、2 類相当から 5 類相当へと議論がなされております。国産飲み薬も承認されており、まもなくインフルエンザと同等の扱いとなるのではないかと希望もふまえて想像いたしております。

町として、アフターコロナを想定して、経済・教育・医療・福祉等々多岐にわたって検討し、あらゆる可能性を考慮して適切な施策を進める必要があると考えています。

しかし、ここで全てのことについて質問することは、整理がつかず時間の制約もございます。そこで、経済の安定がなければ住民生活の基盤を築くことができないと思っておりますので、とくに経済への対策をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

濱野議員のご質問にお答えいたします。

インバウンドの段階的な緩和や、全国旅行割・県民割などの観光経済施策により、ようやく観光業界にも動きが見え始めており、瀬戸内国際芸術祭の開催

をはじめ、町内でも3年ぶりにタートルフルマラソン大会の通常開催が予定されるなど、感染症対策を講じながら、各種イベントが開催されてきております。

しかしながら、長引くコロナ禍における地域経済の停滞に加え、円安や原油価格・物価の高騰など、さまざまな社会環境の変化により、依然として地域経済は厳しい状況にあると言わざるを得ません。

町といたしましては、これまでもさまざまなコロナ禍における経済対策を講じてまいりましたが、依然厳しい状況下にある事業者への経済支援対策としまして、10月からは、原油価格の上昇に苦しむ貨物自動車運送事業者に対する支援策を講じたほか、本定例会では、物価高騰等対策支援事業として、県の事業に上乘せをするかたちで、町内の法人、個人事業者への支援策を提案しております。

また、町内の産業の振興および発展を図るため、新規販路開拓に主体的に取り組む事業者に対する支援補助金も創設したところであります。

観光面においては、両町が連携し小豆島が一体となって取り組む「持続可能な観光推進事業」や「ガストロノミーを活用したサステナブルな観光事業」などで、選ばれる観光地を目指すほか、官民が連携して実施する「観光サービスの高付加価値化事業」においては、ホテルや観光施設などのハード面の整備により、今後増加が予想される観光客の受け入れ態勢を整えているところであります。

また、地域雇用の面では、両町で取り組む「地域雇用活性化推進事業」により、企業と連携しながら雇用を生み出すことで、地域経済の活性化を図っているところであります。

その他、土庄町の経済や産業の活性化のためには、特に地元の企業や事業者が元気になっていただく必要がありますので、当面は、コロナ禍での収益減少や物価高による負担増を軽減する直接的な支援を優先しつつ、アフターコロナを見据えた町内中小企業の新たな取り組みを、強力にバックアップしていけるような施策についても、鋭意検討してまいりたいと思っております。

現在、香川県よろず支援拠点土庄出張所や商工会などは頼れる相談窓口として多くの地元事業者を活用されており、商工会への加入数も増加傾向にあります。

今後も、国や県などの補助制度の積極的活用も研究しながら、商工会などの関係団体や小豆島町とも連携を深めながら、島全体が活性化していけるような経済・観光施策に取り組んでまいります。よろしく申し上げます。

○議長（高橋正博君）

濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

コロナ禍の中、さまざまな支援策は当然とってこられておりました。ただ、それは少し上がったものとか足りないものを付け足す、少し補助するだけでございました。しかも、臨交金という使いやすいものがありました。

ただ、アフターコロナにおきましては、臨交金等々は考えられないということは、自前で予算を確保しなければいけないということでございます。適切に、適材適所で使わなければいけないというふうに考えておりますので、非常に難しい取り組みになるのではないかなというふうに思います。

土庄町では、土庄町中小企業振興基本条例が、本町における中小企業の育成および振興に関する基本理念を定め、地域経済の活性化と発展ならびに町民生活の向上のために平成29年3月に設定されました。

これまでしっかりと機能しているとは言いがたいというふうに思います。基本条例自体が、理念が多く含まれておまして、ほとんど理念ですね。細かな細則までいっておりませんので、具体的にどうするということになかなか見出せないというふうなことだというふうに思います。

ただ、この時期にこそ、この目的を再認識いたしまして、町の責務と中小企業の振興のために、国、地方公共団体、その他の関係機関との連携協力に取り組むことが必要なのではないかなというふうに考えます。

基本条例を定めるにあたり、先進地として、たしか東温市の事例を聞くことがございました。

その中でとくに興味を持ったのが、行政と事業者、その他関係団体の連携、円卓会議で事業を進めていくという中で、さまざまな議論をなされており、その中でとくに特筆すべきだなというふうに思いましたのは、金融機関がその団体の中に入っているということでございます。

新規事業や事業の拡大など、何か起こすときには、当然、お金がかかるものでございます。そういう意味でも、やろうとしていることの趣旨をはっきりし、持続可能かどうかの判断をするという場合に、金融機関の知識、知恵というのは非常に役に立つのではないかなというふうに思いますし、そこで判断ができれば非常にスピード感を持った事業展開ができるのではないかなというふうに思っております。

ぜひこの行政が、この条例の趣旨と基本理念を再認識していただきまして、この関わりに積極的な調整役を行っていただくことを期待しておりますけれども、お考えはいかがでしょうか。

また、併せて先ほど小豆島町との連携というお話も出てきましたが、小豆島の特性を生かすには、小豆島町しかない産業もございます。そちらとの土庄町との連携、土庄町事業者との連携というのも、非常に有効でないのかなというふうに考えております。小豆島町にも同じ円卓についていただくことが、非常

に有効な手段になるのかなと思います。

現在、小豆島町には基本条例がございませんが、なくても同じ意識を共有することによって、共に考えることができるのではないかなというふうに考えます。そこで、併せてそちらのほうもお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

（答弁者交代）

岡野町長。

○岡野町長。

濱野議員のご質問にお答えいたします。

土庄町中小企業基本条例については、濱野議員がご察しのとおり、今ほとんど機能していないのが現状でございます。

地域の活性化と、またこの疲弊した経済を取り戻すためには、この中小企業基本条例について、いま1度考え直す必要があると思っております。その中で、条例の目的を再認識し、また、条例の見直し等を行い、中小企業振興に努めてまいります。

しかしながら、現状まだ進めていないので、どのようなかたちで進めていくかは協議されておられません。先進地の事例の調査や、中小企業同友会、商工会、香川県産業支援財団、金融機関、商工会、また小豆島町と連携しながら今後進めてまいりたいと思っております。

○議長（高橋正博君）

濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

これからだというふうに思います。

しかしながら、町長も申しておりますように、3年後には、大阪万博、また高松港・サンポート付近の大規模改修が行われて完成する予定となっております。香川県にとっては大きなチャンスでありますし、そこと連携することは、小豆島にとっても非常に大きなチャンスになるのではないかなというふうに思います。ぜひ、スピード感を持って、それまでに何かの策をとれば良いなというふうに思います。

そこで、一つ提案でございますけれども、土庄町におきましてはホテルの休館・閉鎖が相次ぎました。今後の観光産業にとっては大きな不安がございます。

瀬戸芸におきましても、たぶんご承知だと思いますが、高松がハブとなり、その他の島へ高松を起点に、鑑賞に出かけるというふうなことが続いております。

先ほど申しましたとおり、3年後の大阪万博等が大きな景気回復となる可能性

が秘めておりますので、そのときに対応するために、大きな施設を造るということは、たぶん現状不可能ではあります。

ただ、昔を回顧してみますと、非常にたくさんの観光客が訪れたとき、とくに私が子どもの頃はもう鹿島の砂浜が見えないぐらい、海水浴客がいたというふうに記憶をしておるんですけども、その頃の半分ぐらいがたぶん民宿であったのではないかなというふうに思います。この民宿というものは、現在に置きかえますと、民泊になるのかなというふうに思います。種々、民泊に関しましては、補助制度があるように思いますけれども、もっと手軽に、この民泊が開業できるような施策が打てないかなというふうに思います。

まだまだ細かなところまでは踏み込んで研究はしておらないんですけども、これ土庄町独自で、例えば、補助制度を開業資金の一部を補助するとか、開業しやすいような条例をつくるとかいうことは可能ではないかなというふうに思いますし、これだと大きな投資はなくても、宿泊場所を確保できるというふうに考えております。とくに、移住者の方におかれましては、たくさんの民泊施設も造られてるというふうに見受けられますので、そのあたり可能性はどうかかなということをお伺いいたします。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

濱野議員のご質問にお答えいたします。

濱野議員ご指摘の、民泊についてでございますが、平成30年6月に、実は、スタートしましたいわゆる民泊新法というのが制定されまして、従来よりも、手続きの簡略化、これは届出制で済むという話にもなっておりますし、設備要件等につきましても、かなりハードルが下がっておるという中で、制度的には、より新規参入しやすい状況に今、あります。そういった中でですね、現に町内におきましても、豊島含めてですけども、多くの民泊を営んでる方というのはおいでます。

まずは、そういった参入しやすくなっている状況を踏まえてですね、今ある国の補助メニューであったり、もしくは各種ものづくり補助金であったり、そういったものを活用していただきながら、参入しやすいような状況にいきいたいというふうには思っております。また、繰り返しになりますけれども、現在官民で取り組んでおります、高付加価値事業でございますけれども、あれは宿泊施設のハード面での整備も進んでおりまして、また、新規宿泊業参入者の話も引き合いに来ているという話もやに聞いております。

そういったことも含めてですね、今後、他の自治体の民泊に対する補助メニューなどを参考にしながら、観光客の受け入れにつきましては、幅広く多面的



に判断していけたらなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

この民泊に関しましては、どうしてもデジタルの活用が非常に不可欠ではないかなというふうに思っております。

ただ今、例えば、部屋の鍵施錠一つにしましても、ネットで、スマホで暗証番号が送られてきてそこで開錠するというふうなことであります。

ただ、島の民宿をしようかなというふうな方に限りましては、多分高齢者の方が多いのではないかなというふうに思います。そのあたり、取っかかりが非常に難しいところだというふうに思います。

今、説明がごきます高付加価値事業に関する事業がごきます。これ、たしか3年間でしたかね、あるというふうに思っております。その中でぜひ、高齢者の方も、そういうふうなところに入りやすいようなことも考えて、できれば、誰かが補助をしていただくとか、たぶん導入してしまえば簡単だとは思うのですけれども、最初の導入時点が非常に難しいというか、取っかかりがないというふうに思いますので、そのあたり検討していただきたいと思っておりますけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

確かに、濱野議員おっしゃるように、なかなか高齢者の方につきましては、参入しづらいところもあると思います。

そのあたり商工会等とも相談しながらですね、いかに、こう参入しやすい方策があるのかというところをまた、研究させていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願います。

○議長（高橋正博君）

濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

今、民泊を行っているのは、たぶん移住者が多くて、しかも若い方、その方たちは非常にデジタルが得意とされてる方が多いというふうに思っております。

ただ、小豆島で昔の民宿ですけれども、たぶん人と人とのつながりというか、関係、関わりが非常に強かったというふうに思っております。多くなり過ぎてサービスが落ちてしまったという現状があるとは思うのですけれども、来られたお客さんが、民泊でそういうふうに地元の人と触れ合うということが、リピーターになるには僕は1番大きな力ではないかなというふうに思っております。

そこでの体験が非常に生きて、リピーターとなるというふうに思っておりますので、そういう意味でもそういう方たちが民泊をしていただけるということは、小豆島の将来にとっては非常に助かるのではないかなというふうに思いますので、ぜひご検討をお願いしたいなというふうに思います。

続きまして、2点目の質問に移らせていただきます。

歩行者、とくに子どもの安全確保に対する取り組みについてでございます。

土庄こども園が整備されてから3年が過ぎようとしております。開園前から周辺の交通環境の整備について、多々議論をされてまいりました。現在、土庄こども園の周辺環境の現状どのように認識しているのでしょうか。

また、全国では子どもを巻き込んだ交通事故が後を絶ちません。とくに、こども園や保育園などの幼児が散歩や校外での活動等で移動する際の安全確保は、道路が良くなるほど考える必要があるというふうに思います。

道路状況によっては、ガードレールや歩道を整備できることもありますが、町内の学校周辺では、環境的にも財源的にも不可能であると考えます。

土庄町としては、今後も道路整備は不可欠であり、現在も進められております。間もなく、赤穂屋周辺の道路の拡幅ができ、また庁舎付近の交差点の改修も行われます。

土庄町としては、通学路安全対策推進会議を設置し、スクールゾーン、キッズゾーンを設定し、定期的に会議を開催して対策を継続的に行っていくとしているのは理解をしております。

しかし、ふだん運転をしている中で、この取り組みが分かりづらいように感じます。どこでやってるのか、実際、私も運転してて、なかなか分かりづらいです。もっと効果的な対策があるのではないのでしょうか。そんな環境の中で、スクールゾーンを再認識できることをやっていく必要があると思います。スクールゾーンの歴史は古く、昭和45年に公布された交通安全対策基本法第24条を根拠に、2年後の昭和47年の春の全国交通安全運動で運用が開始されました。子どもたちが利用する通学路や生活道路が、交通安全対策の重点地域として位置づけられ、誕生したのがスクールゾーンであります。

近年に至るまで、各地で生活ゾーン、コミュニティーゾーン、あんしん歩行エリア、ゾーン30といった同様の趣旨を持つ重点地域が設けられております。土庄町として、すぐにでもできることがあると思いますが、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、濱野議員のご質問にお答えいたします。

土庄こども園の周辺交通環境改善のためにスクールゾーンを再認識すべきとの濱野議員のご指摘は、一つの方策として意味深く、検討に値することと思っております。

スクールゾーンとは、子どもの交通安全を図るために設定された交通安全対策の重点地域でありまして、学校などを中心に半径 500m程度の通学路が対象となります。スクールゾーンでは、スクールゾーンを示す標識や路面標示により注意喚起が行われるほか、「一方通行」「速度制限」「時間帯による車両通行禁止」などの規制を伴う場合もありますが、地域の事情等により規制内容は一律ではありません。

土庄こども園周辺には、スクールゾーンと同趣旨のキッズゾーンが設定されており、これまで、園児が園外保育で移動する際の危険個所の確認や、保護者や子どもに向けた安全教室などを行ってきました。とくに、クラスの担任が子どもを伴って移動する場合は、車の通らない路地を選択するなど、教育委員会としても指導を行っております。

こうした活動は、令和元年度に策定した「土庄町通学路等交通安全プログラム」に基づき、小豆警察、道路管理者、学校関係者、関係機関等で組織する「土庄町通学路等安全推進会議」において、保護者や児童生徒へのアンケート調査をもとに検討、実施されております。

今後とも、推進会議の場において子どもたちの交通安全の確保に向けた情報共有や対応を協議していくとともに、教育委員会としても、例えば、ブロック塀や空き家などの危険性にも目を向けるなど、スクールゾーンの中の取り組みについて、何が必要でどのようなことができるか、改めて検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

さまざまな観点からということでございます。

その他の場所でもいろんな施策が講じられております。一つ例に出しますと、この庁舎の正面玄関の反対側の通路の部分で一部、縁石みたいなものを作っております。僕は迂回してしまうんですけども、あれがあることによって交通の速度の制限は非常に抑えられるというふうに思います。これを各所に置くのであれば、バイクと自転車等には危険ではありますが、狭い場所での、例えば、中央付近にああいうのを何箇所か設置するという事は、非常に効果的なのではないかなというふうに思います。また、3Dのペイントですかね、見た目何かあるように見える、というふうなことも今の技術ではできます。そういうことも、とくにそういう場所では非常に効果があるのではないかなという

ふうに思いますけれども、ぜひそのあたりのことを検討していただけないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

今回のこの土庄こども園周辺につきましても、ここを例に挙げますと、やはり土庄こども園の前の道というのは、非常に交通量がやはり多いと、こちらでも感じております。

建設時、土庄こども園建設時につきましては、駐車場の整備であるとか、敷地を少し引いて、道路の拡幅を少しするかというような、利用者、保護者との利便性にはちょっと重きを置いて整備をしたわけなんですけども、やっぱり依然として、スピードを出す方もおられるとは思いますが。そういうことで、今から、この濱野議員も言われたこの推進会議ですね。この中で、関係者といろいろ話をしまして、今後どういうことができるのか、どういうふうなことをしたら、そのスピード少し落としてもらえようかなということができるのか。そういうことを協議を行っていきたいと思います。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

確かに、こども園整備のときには非常に喧々諤々と議論をしたような記憶がございます。そのおかげかどうかわかりませんが、幸いなことに大きな事故は起こっておりません。それ、非常にいいことだというふうに思いますが、あそこがやっぱり広がったことに、とくに園舎の前あたり広がったことにより、やっぱり車のスピードが速くなっているというのも、現実であります。私が通っていてもそういうふうに感じますし、僕もひよっとしたら、出し過ぎている可能性もあるかなというふうに思います。

赤穂屋の今、改修してるところも、今まであの狭い道であれだけの交通量があつて、記憶としては大きな事故は起きていません。っていうのは、逆に言うと道が狭いからスピードを出さない、それで注意して事故が起こっていないというふうな一面も、あるのではないかなというふうに考えます。ただやはり、社会インフラ整備等々につきましては、やっていく必要がございますので、現在進められているというのは当たり前のことでございます。

また、豊島におきましては、自転車の利用が非常に多くなっております。たぶん甲生まで行かれる方もおると思いますが、学校・園の付近を自転車も多くの方が走り抜けます。そういうふうなことも考えますと、適材適所、子どもだけではなくて、歩行者の安全というのも守っていく必要があるのではないかと

などというふうに思います。こういうことを考えますと、教育総務だけではなく、建設課、また、ひょっとした山の中でもありますと、農林水産課というふうなことで、多岐にわたっての検討も必要だと思いますし、連携をする必要があるというふうに考えますけれども、建設課といたしましてはお考えはありますでしょうか。

○議長（高橋正博君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

濱野議員のご質問にお答えいたします。

まず、こども園の周辺ですけれども、この土庄こども園に向けてですね、開園に向けまして29年から令和元年までの3年間で、町道の西古浜線道路改良事業のほうを実施いたしまして、約180mの道路改良を行いました。残事業といたしまして、旧の庁舎の車庫の部分ですね、裏の部分、約50mの歩道の整備がちょっと残っておる現状でございます。

今後は、旧の庁舎の跡地利用等の計画を行う際には、歩道の整備等を反映させたいというふうには考えております。

また、先ほど出ました赤穂屋の交差点とか豊島の県道の部分と重複しますので、県の小豆事務所の道路課のほうとも協議しながらですね、その安全性につきまして、今後また協議を進めていきたいというふうには考えております。

○議長（高橋正博君）

濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

建設課長もおっしゃられましたように、県との協力も当然必要になってくると思います。

今、オリーブタウンの横、消防の前の道ですけれども、あそこ歩道の箇所が色分けをされております。そういうことをするだけでも危険意識というか注意意識は増えるのではないかなというふうに思います。いろんな施策、いろんなやり方があるかなというふうに思いますけれども、ぜひ、いろんなことを検討していただいて、これからたぶん、シニアカーももっと増えてくるのではないかなというふうに思いますので、道路の拡幅と合わせまして、歩行者の安全を検討していただくようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋正博君）

6番 三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

6番、三木です。通告書に従いまして2点質問いたします。

まず1点目、岡野町長の考える新年度予算編成方針について伺います。

この時期は岡野町長にとって実質初となる、新年度予算編成の時期であります。

町民は、町長がどのような予算編成を行い、岡野色を打ち出して行くのか、どのように土庄町を導いていくのか、強い期待と関心を寄せております。そこで令和4年度施政方針で掲げた施策の実質成果を踏まえ4点伺います。

まず1点目、町の最上位計画と位置付けられている第7次総合計画は、計画策定委員会・パブリックコメント募集・ワークショップ等を行い、さまざまな意見が出ていると思います。今、現在どのような意見が出され、新年度施策として進めようと考えているものがあるのか伺います。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

三木議員のご質問にお答えします。

総合計画は、将来における土庄町のあるべき姿や、進むべき方向についての基本的な指針として、総合的かつ計画的な町政の運営を図るための最上位計画でございます。今年度末で現計画の計画期間が終了することから、若手職員で構成される策定委員会および地方自治法に基づく諮問機関であります土庄町振興計画審議会を設置し、次期計画の策定に向けて鋭意取り組んでおります。その中で、幅広く町民の皆さまからの声を反映するため、住民意識調査、住民ワークショップ、高校生アンケートおよび小・中学生未来作文を実施いたしました。

住民意識調査の中では、「住み慣れていて愛着がある」との回答が多い一方、「買い物や通院が不便」との回答もありました。

住民ワークショップでは、「自然や過ごしやすさ以外にも町の強みや誇れるものを」とのご意見や、また子どもたちからは、娯楽施設やショッピングセンターを望む一方で、人の優しさや年配の人との距離の近さが良いとの声もいただきました。なかでも、救急医療体制の充実や公共交通の充実といった「暮らしやすさ」に関するご意見や、少子化や地域経済の衰退による人口減少をどのように克服するかといった「地方創生」に関するご意見をとくに多くいただいております。

これらを実現する施策や事業を着実に実施していくため、総合計画の基本計画に位置付ける「土庄町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、令和5年度当初予算を編成してまいります。

人口維持や地域経済の活性化を図り、時代が変遷してもなお、わが町土庄町

がいつまでも住みやすく、魅力ある町であり続けるための好循環を生み出すような予算編成となるよう努めてまいります。

○議長（高橋正博君）

6番 三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

住民の多数の方々には愛着はあるが、未来に向けて、医療や生活環境に不安を抱いているということがよくわかると思います。ぜひとも、その不安を少しでも安心に変える予算編成をお願いしたいと思います。

2点目、令和4年3月議会で質問をしましたが、令和4年度当初予算においては、各種社会活動団体・文化団体・福祉団体等の補助金が、財政難による支出の見直し、あるいは内部留保があることを理由に削減されておりました。

新年度において、そのような団体への補助金は、どのような方針で取り組んでおられるのかお伺いします。

○議長（高橋正博君）

生涯学習課長 宮原正行君。

○生涯学習課長（宮原正行君）

三木議員の2点目のご質問にお答えいたします。

社会教育関係団体に対する補助金交付に対する考え方につきましては、社会教育関係団体の円滑で安定した事業を支援し、町の社会教育の推進に資する団体とその会員の育成を図ることを目的として交付を行っております。

交付につきましては、各団体の活動状況を十分に把握し、適正な審査を行い、事業効果を意識した交付に努めるとともに、自主性、独自性、継続性といった観点や地域への貢献度なども総合的に勘案し、適切に対応してまいりたいと考えております。

人口減少や少子高齢化が進行する中、コロナ感染症の心配もあり、町においても、地域の間人関係が希薄になり地域の活力が停滞傾向にあります。持続可能な地域づくりや社会教育の推進に寄与するため、補助金交付にとどまらず、各団体がより活動しやすい環境を整えるなど、多様な手法を考え、社会教育関係団体の育成・支援に努めていきたいと考えております。

○議長（高橋正博君）

三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

執行部においてもですね、過去に比べうちの町が地域の間人関係が希薄になり、地域の活力が停滞傾向にあることを、十二分に認識されているとのことで安心いたしました。ならばですね、そのために社会活動を頑張っておられる方々の意欲を、年度当初の予算から削がないような予算編成を行い、団体の活動状

況に合わせた決算報告による、補助金の交付をお願いしたいと思います。よろしいですか。はい。

3点目、町長は施政方針の中で、子どもたちが未来に希望を持って郷土愛を育みながら成長していける町、また12月の町広報のコラムの中でも、これからの土庄町を担っていく子どもたちの思いや考えを第7次総合計画に取り入れると公表しております。学力向上につきましては、現場の先生方にお任せするとして、町長の思い描く子どもたちへの政策ビジョンを町長の言葉でお願いいたします。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

三木議員のご質問にお答えします。

子どもたちは土庄町の未来を担う、あるいは土庄町のみならず、わが国や世界で活躍する将来の宝であると思っております。私は、小、中、高校生にいろいろな意見を聞かせていただきました。多くの子どもたちが小豆島、土庄町に対して好きだという気持ちを持っていることを知りました。「自然が好き」「人が優しい」「年配の方との距離が近く声をかけてくれる」、そんな思いを持っている土庄町の子どもたちが、豊かな人間性と困難があっても生き抜く力を身につけ、自立心と自信を持って社会で活躍していけるよう、また、その活力の源として、ふるさと小豆島・豊島を誇りとしていけるような教育を地域ぐるみで目指していきたいと思っております。

無論、教育行政は多岐にわたりますが、令和5年度の主要な取り組みといたしましては、次のようなことを検討しております。

1つ目は、放課後児童クラブの定員拡充です。

保護者が安心して就労できる環境を整備するため教室を増やし、受け入れ児童数を拡充したいと考えております。

2つ目は、特別支援教育の充実です。

とくに、小学校においては支援を要する児童の増加が顕著ですので、特別支援教育支援員の充実など、今まで以上に配慮していきたいと考えております。

3つ目は、老朽化しているこども園の園舎整備についてです。

これまでに、大部こども園、土庄こども園、四海こども園の園舎整備が終了し、今後、そのほかの園舎の老朽化対策を計画的に検討してまいりたいと考えております。

○議長（高橋正博君）

三木俊明君。

○6番（三木俊明君）



今、町長の答弁を伺いますと、まあ言いまして、どういうんですかね、ハード面とかというふうな重さがあると思います。そういう答弁しかできないんかもしれないんですけども、子どもたちは町長のおっしゃるように町の宝です。その子どもたちに夢を持たせてあげることができるのは、われわれ大人たちの責任であります。まあ難しい問題かも知れませんが、「共に頑張ってやっていきましょう」と思います。

4点目、これも今まで何回か質問しておりますが、昨年9月より総合福祉会館が町商工会に貸し出され、町社協は中央公民館に移動し、わが町の社会福祉活動拠点が奪われた状態が続いております。

中央公民館の町社協事務所においては、間仕切りをしてプライバシー保護の徹底を図っていただいておりますが、それにつきましては、現時点においての最善策であるのではないかと考えております。根本的な社会福祉活動拠点の整備には至っておりません。

町の人口の約半数は65歳以上の高齢者であります。社会的弱者を含めると、その数は過半数を超えるのではないかと考えております。言い換えれば、町民の過半数が社会福祉のお世話になることに直面しております。今後その数は、ますます増えていくものと見込まれます。その活動拠点の整備は、わが町の必須施策ではないかと考えておりますが、新年度においてはどのような方向性を持っておられるのか伺います。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

三木議員のご質問にお答えします。

福祉活動の拠点整備に関しましては、先ほど三木議員が言われたように、今年度町といたしまして、まず取り組みましたのは土庄町社会福祉協議会が土庄中央公民館に移転したことに伴って生じていた業務上の支障の解消でございます。最も大きな支障といたしまして、先ほどありましたように社協が相談業務等を実施するにあたり、個人情報や秘密が守れる環境でなかったことが挙げられておりましたので、社協の事務室と公民館の事務室を完全に区切る工事を実施したところでございます。

また、福祉活動団体の皆さまの施設利用等につきましても、活動団体の皆さまはもとより、公民館利用者の方々や職員を含めた関係者のご理解、ご協力により一定改善されてきたものと考えております。

町社協を含めた総合的な福祉活動拠点整備につきましては、中央公民館を含めた周辺地域の再開発のあり方を踏まえながら、具体的には、今年度と来年度の2カ年で策定中の立地適正化計画や公共用地跡地利用検討委員会等での議論

を踏まえるとともに、関係団体や利用者のご意見も十分お聞きしながら検討してまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（高橋正博君）

三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

関係団体や利用者の意見も十分に聞きながら、検討されるということであります。ありがたいご答弁であります。

しかしながら、検討はしたけれど実施には至らなかったということにならないよう、執行部より前向きな提案をしていただき、十分に検討していただきたいと思っております。

最後に、新年度予算に係る町長の総括的なお考えをお伺いいたします。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

三木議員のご質問にお答えいたします。

先ほど、企画財政課長から予算編成方針の考え方についてご説明申し上げましたが、私といたしましては、人口減少の緩和に向けた施策を、今こそ思い切って打ち出していく必要があると思っております。

具体的には、地域資源を活用した産業の活性化による働く場所を確保し、雇用の拡大を図るとともに、子育てしやすい環境の整備により移住者や若者のUターンや定住促進につなげていくことといった施策を、厳しい財政状況の中ではありますが、役場職員の英知を最大限に出し合って盛り込んでいきたいと考えております。

○議長（高橋正博君）

三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

ありがとうございます。力強いお言葉であったと思います。

冒頭でも言いましたが、町民は町長がどのような予算編成を行い、岡野色を出して行くのか、どのように土庄町を導いていくのか、強い期待と関心を寄せております。勇気を持ってやり遂げていただきたいと思います。

町長の示すものが、町の未来に資するものであるなら、町民は理解し、協力していただけるものと考えますので、どうぞ頑張ってくださいと思います。

次に、町民の参画による、町民のための自主財源確保の政策について伺います。

バブル崩壊後、国内経済は長期的に低迷し、それに加えて近年のコロナ禍による社会的・経済的影響のなか、地方財政は困窮し、全国の自治体は交付税頼

みの財政運営を余儀なくされ、わが町においても同様であります。

しかし、全国ではこの状況を打破するために、さまざまな施策を打ち出し、頑張っている自治体も見受けられます。わが町においても、何らかの自主財源確保のための政策を打ち出すべきと考えますので3点質問いたします。

まず1点目、わが町の一般会計における自主財源比率と今後の見通しならびに財政調整基金の増減を伺います。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

三木議員のご質問にお答えいたします。

まず、自主財源比率の現状等についてでございます。

自主財源比率とは、歳入総額に対する町税や使用料などの、地方自治体が自主的に収入できる財源の割合を表す比率でございます。この割合が大きいほど行政の自主性や安定性の確保が図られていると言えます。

土庄町の一般会計における自主財源比率は、令和3年度決算では34.5%であり、過去5年間平均では33.8%でございました。

今後の見通しとしまして、先般、策定いたしました中期財政計画に基づいた場合、5年先の平均値は32.1%と減少する見込みとなります。主な要因といたしまして、人口減少や地価の下落により町税が減少傾向となるとともに、その他の歳入においても同様の理由により減少見込みとなるためであります。また、財政調整基金につきましても、令和8年度に向けて減っていく方針でございます。これはこれまでの大型事業等の返済がまだまだ続くことが要因でございます。以上です。

○議長（高橋正博君）

三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

ただ今の答弁によりますと、土庄町の未来は暗いということになりますね。

2点目、それを打破するために、執行部の考える新たな自主財源確保の政策はあるのか伺います。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

続きまして、新たな自主財源確保についてでございます。

地域経済の活性化および町の魅力を活かした自主財源の確保策として、ふるさと納税を推進してきました結果、寄附金収入は年々増加傾向にございます。

また、ふるさと納税制度を活用した四国初の試みとして、先ほど小川議員か

ら質問がございました「旅先納税」の運用を本日から開始いたします。観光などで土庄町を訪れた方がスマートフォンを用いて、その場で気軽にご寄附いただけるシステムでございまして、ふるさと納税のさらなる増加と観光事業者等への効果拡大を期待しております。

他にも、未利用の町有地を有効活用するため、民間事業者から広く意見や提案を求めるとともに、事業者と対話することにより市場性を調査するサウンディング型市場調査にも取り組んでおります。未利用の町有地と民間事業者とのマッチングを図ることにより、町有地の売却または貸し付けに発展する可能性があるため、自主財源の確保に寄与するものと考えております。

○議長（高橋正博君）

三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

ふるさと納税、旅先納税、町有地の売却、今の時世を考えると致し方ないものとは思いますが、あまりにも島外者任せの政策であり、確実性と持続性に乏しいものであるのではないのかと思います。

3点目、これは提案ですが、地方自治法では自治体が自主財源を確保し独自の施策を実現するために、住民参加型公募地方債を発行することができるとなっております。

この地方債は、住民の求める施策を実現するために、住民自らが行政の発行する地方債を買っていただき、町独自の施策の原資とするものであります。合わせて、住民の行政参画意識を高め、活力ある町づくり、持続可能な町づくりを住民のボトムアップで実現する施策であります。

岡野町長は公約で、「共に考え、共に創る」を実現するための第一歩ではないかと思われまので、お考えをお聞かせ下さい。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

3点目、住民参加型公募地方債の発行についてでございます。

町民の皆さまから幅広く事業資金を調達する方法として、三木議員おっしゃいました住民参加型公募地方債がございました。

自治体は、建設事業を行う際の財源として借入金である地方債を発行することができますが、住民の皆さまの行政に対する参加意識の高揚や施策のPRといったメリットがある一方で、日本銀行のマイナス金利政策により、このベースとして用いられることが多い個人向け国債の金利が低下していることに起因する投資意欲の減退や、金融機関への多額の手数料が発生するといったデメリットもございます。

また、一般的に、競合する個人向け国債の金利の方が優位であることが多いことに加え、中途換金が可能であることから金融商品性において優位性が低下しているという現状もございます。これらのことを踏まえ、財政状況を勘案した結果、借入利率が優遇されている財政融資資金等の公的資金を活用いたしております。

今後も引き続き、自主財源の確保を図ることはもとより、スクラップ・アンド・ビルドによる費用対効果を念頭においた事業立案に努めてまいりたいと考えております。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

三木議員の質問にお答えします。

地域参加型地方債については、先ほど財政課長が答弁したとおり、住民の皆さまの行政に対する参加意識の高揚や施策の PR といったメリットがあることは理解しておりますが、金利の設定や償還期間の設定など優位性を持たせることが可能かどうか懸念されます。

また、コロナ禍や燃料等の物価高により、町民の皆さまが大変苦しい状況の中、購入意欲があるかどうか、事業について理解しているかどうかも懸念されます。また、債権でございますので、いずれは償還しなければいけないことにより現状の土庄町の財政状況から考えなければいけないと思います。いずれにしろ、町民の町政の参加意識につながると思われますので、引き続き研究していきたいと思っております。

○議長（高橋正博君）

三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

投資利益や商品価値を勘案すれば、そういう考え方になるとは思いますが、今、考えなければならないのは、未来の土庄町・小豆島をどうするのかではないかと私は思っております。

この地方債は、複数の自治体が共同で発行することもできます。例えば、小豆島町と共同で行えば、島民 2 万 5580 人、世帯数にして 1 万 1653 世帯、その 6 割が賛同していただき、1 世帯 10 万円の地方債を買っていただけたら、個人の資産は減らさずに、2 町で約 7 億円の自主財源ができます。当然、島内企業や小豆島出身の方々にも呼びかければ、10 億円規模の財源が生まれるものと考えます。それを原資に、国の補助金などを活用し、それに付加価値を付けて、今、島民が必要とする政策を実現し、未来につなげていく考え方はありませんか。

私は、病院や健康増進課、町社協でお世話になった経験から、医療・福祉に

思い入れがあります。夜間の島外救急搬送は年間 100 件余りあります。それを今、高松市に頼っておりますが、この小豆島独自で救急艇を装備し、24 時間、高松の 3 次救急医療との連携を取り、脆弱な医療体制から安心・安全な島内医療の確保、また今後、ますます需要の高まる高齢者の公的リハビリ施設建設の原資、併せて子育て世代が安心して子供を産み育てられる環境をつくる産科医・小児科医の確保の基金等、島民の共通した問題解決のためなら、理解が得られるのではないかと思います。

この提案は未来の小豆島への投資の提案であります。

今、小豆島が抱えている諸問題を島民と行政が力を合わせ解決していくそんな姿を島外に発信し、「小豆島、頑張ってるな」と全国の方々に思っただけなら、島民はもとより移住者も安心して移住ができ、ふるさと納税での協力、観光 PR にもつながっていくのではないかと私は思っております。

この提案を「絵にかいた餅にするのか、10 年先の祝い餅にするのか」は、今を生きているわれわれの責任であると思います。協議、検討することには金はかかりません。岡野町長には、ぜひその先頭に立って、舵取りをしていただきたいと思っております。以上で質問を終わります。

## 休憩

○議長（高橋正博君）

ここでお昼の休憩を取りたいと思っております。再開は、13 時 20 分でお願ひします。

休 憩 午後 0 時 19 分

再 開 午後 1 時 20 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

○議長（高橋正博君）  
再開いたします。

○議長（高橋正博君）  
4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）  
4番、立憲民主党 鈴木美香です。

今日、2つ質問させていただきます。土庄町、小豆島町両町教育委員会が後援している夢見る小学校が11月中旬にサンオリーブで上映されました。

町長、教育長、担当課長、どなたか行かれましたでしょうか。行かれたんだったらご意見、あ、そうですか。では、どういった内容かいうのもざっと映画なのであれなんですけど、宿題がない、テストがない、先生がいない、この学校のスローガンは、「まず、子どもを幸せにしよう。全てはそのあとに続く」といった、のびのびした学校の様子ドキュメンタリーとして捉えられています。毎年、土庄町にも移住者が少なからず来ています。

そしてまた、島から離れる人もおられますが、彼らが島を離れる理由に小・中学校のありようが、彼らの期待するものではないことが大きいと聞いています。島の景色、のんびりした雰囲気や環境で、島ならではの伸び伸びと子育てができるだろうと移住してきたが、小・中学校の共に画一的な管理教育で想像していたものと違いがっかりするらしいです。

映画では、元中学校長が公立学校もかなり自由だと発言しており、校則やテスト、宿題などもなくせるらしいです。通信簿のない学校もあるようです。

現在の世知辛い、同調圧力の強い世の中を投影し、子どもの世界もいじめを含め難しい問題が多いようです。文科省の令和3年度の調査報告では、登校拒否児童生徒は全国で24万人を超えており、毎年増えているといます。子どもの自殺者も年間500人に届くと発表されています。島でも、先頃そのようなことがあり、例外ではありません。

ならばこそ、こんな時代に島環境を生かし、ゆったりとした人間力を育むような島ならではの教育があってもいいのではないかと思います。町長の見解をお伺いします。

○議長（高橋正博君）  
教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは鈴木議員のご質問にお答えいたします。

まず、この夢みる小学校という映画ですが、学習指導要領にいうところの「アクティブラーニング（自主的探求）」を重視した大変個性的な教育方針で知られる3つの学校の取材を通じて、教育現場におけるユニークな取り組みを紹介したものと伺っております。

土庄町の教育におきましても、島の環境を生かした人間力を育む教育にさまざまな面から取り組んでおり、子どもの成長を加味したうえで島でなければできない教育を目指しております。例えば、地域の方の協力のもと、田植えや稲刈り、玉ねぎ収穫やジャガイモ掘りなど、全学年にわたって島の自然の中で体験できる活動を多く行っています。

また、ふるさと教育については、農村歌舞伎などの歴史学習を取り入れたり、食文化をテーマとして島鯉を学習したりと、さまざまな校外学習に力を入れています。さらに、人権教育についても、「認め合い、支えあい、高めあう仲間」を核とした温かい学級づくりに努め、児童生徒の自尊感情を高める活動や取り組みを実践しています。

夢みる小学校で取り上げられているような、「宿題がない」「テストがない」「先生がない」といった教育方針についてはさまざまなご意見があり、土庄町において採用していく予定はありませんが、鈴木議員がおっしゃるところの「島環境を生かした人間力を育む教育」には、まさに現場の先生や職員が真摯に取り組んでいるところでもありますので、「画一的な管理教育でがっかりした」とのご意見があるのであれば、ぜひ詳細をお伺いし改善してまいりたいと存じます。

教育委員会といたしましては今後とも引き続き、子どもたちにとって何が良いのかということを模索しつつ、島らしい質の高い教育、保育に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

広報とかで見ているとそういうふうに努力されているとは思いますが、私も議員になりたての頃、ちょっと小学校と土庄中学校を見学させていただいたときに、残念ながらすごく寒々しい印象を私は持ったんです。今、包括的といまして、ちょっと問題になるお子さんを先生につけて、ちょっと違う教育をするというのではなくて、このアクティブラーニングとかそういうのは全てインクルーズ、包括して、逆にいろんな多様性がある、こういう人たちと一緒にやるっていうので、お互いさまとか思いやりとか育むんで、ちょっと、私的に



は逆な教育に思えて仕方がないんです。

例えば、移住者の方がすごくがっかりするっていう点はどういうことだと、例えば、佐伯課長どう思われますでしょうか。

がっかりして、もうちょっと自由なのか、こういうところに移住したりされてるんです。いろいろ努力されてるのは分かるんですけど、やはり私と同じような感性を持たれてるんですよね。だから、そのあたりは難しいですね。そうですね、先ほどの見解ですと、確かに通信簿をなくすっていうのは、本当にすごいダイナミックな変え方で難しいと思うんですけど、すごい、いいサイズなんです、小豆島って。ちょっと、実験的にできるっていう可能性はないでしょうか。別学校を建てるとか。

○議長（高橋正博君）

教育長。

○教育長（港育広君）

失礼します。今、鈴木議員さんの 2 の質問に対して答えさせてもらいたいと思います。

先ほどおっしゃった実験的というふうに言われたんですけども、生身の子どもであって、その日その日、その 1 年が勝負でありますから、そんな安易には実験的っていうのは到底無理だと思います。

それから、小・中学校ともにですね、保護者の多くの学校教育に対する考えは、まずはわが子は学校へ行く。そして、楽しく学校生活を送ってほしい。そして、学力の保障、基礎学力を身につけてほしいです。したがって、この点をおざなりにした学校経営には無理があります。

そのために、学力偏重という一方に偏った教育ではなく、学力向上を図るとともに、小豆島の自然とか伝統文化を学ぶ学習を取り入れることで、ふるさと小豆島・豊島を愛する、そして誇りに思える子どもを育てる。

また、人権学習により、人間力を育て、誰もが楽しく学校生活を送れるように、そしてみんなが幸せに暮らせる社会をつくっていかうとする実践力を育てる教育を進めています。

私はこのような教育が島だからできる土庄町の教育だと考えております。以上です。

○議長（高橋正博君）

鈴木美香君。

○4 番（鈴木美香君）

私も教育者じゃないので専門的なことは言えないのが、ちょっと申し訳ないんですけど、最初の点は私も全く教育長と一致点なんですけど、子どもってカリキュラムがなくても興味があると勉強をするんです。勉強するので、そうい

う素地を育むというのが、この夢みる学校でした。カリキュラムがないんですけれども、例えば、工作で小屋を建てていくのを、みんなで1週間一生懸命にやっているうちに、この寸法はどうだとか、皆さんで協力してどうするかっていう、そういう教育、夢のような教育ですよええ。

ただ、何回も言いますけど小豆島でしたら、そういうこともできるのかなあという提案で、ぜひ見て欲しかったなと今、ちょっと改めて思うんですけど、楽しく教育してもらっているんですけど、現実問題、先生も大変な思いをされていて、その先生の大変な、多分すごい子どもが追い詰められているので、先生も大変なこともいっぱいあると思うので、今の現行の子どもたちが楽しく教育しているかっていうのが、ちょっと、私的にも土庄小学校を見学したときに、ちょっとすごく疑問に思ったんですね。一過性で、その1日しか見てないので、すいません、感想でしかないんですけど、こういう学校があるというのを認識していただいて、今後もしちょっとでも、例えば、宿題をなくすとか、そういう一つ一つ、ちょっとこう、もっと斬新というか、転換点を見つけていただいて、小豆島ならではの学校ができるような努力をぜひお願いしたいです。すいません、とりとめのない見解で。

では、2つ目の質問にまいります。

総合福祉会館への商工会移転と関連する町道要鉄川西線道路改良工事について、令和3年9月にも質問しましたが、経過を含めて再度質問します。

昨年8月、福祉会館から38もの活動グループを立ち退かせて、福祉会館に商工会が入居して1年が過ぎました。先日、建設課からは説明がありましたが、まだ今のところ、商工会が立ち退いた理由である道路拡張は遅々として進んでいません。そもそも、この事業計画は妥当なのか疑問です。ちょっとお答えお願いします。

○議長（高橋正博君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

町道要鉄川西線道路改良事業は、新庁舎建設基本計画において災害時の業務継続性の確保および迅速かつ確実な災害対応が図られることを建設基本方針とされていることから、庁舎へのアプローチ道路を複数ルート確保する周辺道路計画として事業化したものです。このことにより、有事の際には緊急車両および物資の搬入等が複数ルートにより可能となります。

平成30年に地元要鉄自治会から要望書を受理するとともに、計画過程においては総務建設常任委員会でのご審議をいただき進めてまいりました。

令和2年度に測量設計・用地物件調査を行い、3年度に用地取得4筆、物件補

償 3 件および一部道路改良工事を実施し、残事業は用地取得 1 筆、物件補償 1 件および道路改良工事となっています。

当該事業の主たる目的は、庁舎へのアプローチ道路を複数ルート確保することであり、関係者に県外在住の方が多く時間を要しておりますが、必要かつ妥当な事業であると考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

鈴木美香君。

○4 番（鈴木美香君）

そもそもこれは建設課というか、なぜ福祉会館なんだっていうのが問題点なんですけど、事業計画がちゃんとしてたら商工会の奥の家もいなくなって、ちょっと着工してるのなら分かるんですけど、まだ 1 年半たって、まだ着工してなく、まだ奥の家もあるっていうので、その 38 グループを追い出して、まだ福祉会館が、なので今まだ使えてたんじゃないかっていうのがどうしてもあるんですね。先ほど私、申し上げましたけど、そもそも福祉会館ではなかったら、そんな問題になってはないと思うんです。その話は前回もしましたけど、福祉会館の本来の使い方はできなかったんでしょうか、まだ。まだ、できていないので。

○議長（高橋正博君）

鈴木美香君。今の質問は。

○4 番（鈴木美香君）

計画段階ですよ。

○議長（高橋正博君）

通告の中のどの、

○4 番（鈴木美香君）

2 番目です。

○議長（高橋正博君）

2 番ですが、趣旨を端的に明瞭に。

○4 番（鈴木美香君）

延びるのであれば、事業が適正かどうかでこっだけ遅くなるのであれば当初から、ちゃんとかう計画を立てて、今まだ福祉会館に活動できてたんじゃないですか、という質問なんです。

○議長（高橋正博君）

生涯学習課長 宮原正行君。

○生涯学習課長（宮原正行君）

鈴木議員の 2 点目のご質問にお答えいたします。

昨年夏まで、長年にわたり総合福祉会館を利用していただいております。

各利用者の皆さまには、現在、中央公民館ならびに渕崎公民館をご利用いただいております。当初、各利用者の皆さまに早い段階で移転に関する十分な説明ができていなかったことにつきましては、反省すべき点と認識しております。

その後、利用場所移転に関しましては、説明ならびに協力依頼につきましては各団体を直接訪問し、協議させていただく中で、各利用者団体のさまざまな個別要望を全て満たすことができたわけではございませんが、おおむね多くの利用者の皆さまからご理解をいただいたものと、大変ありがたく思っております。以上です。

○議長（高橋正博君）

鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

宮原課長は、大体理解できてたとおっしゃってるんですけど、私やっぱり、何人かにお伺いしましたら、理不尽に締め出された本来の福祉活動をしていた人たちは、現在も納得できず、不満と怒りを訴えています。

福祉会館は、福祉活動目的として国に申請したものであり、用途以外では、そもそも使用は禁じられています。そのため、面倒な財産処分などの報告義務が発生し、35年も過ぎてから商工会という目的外使用により、100万円ほど国庫に返還した。行政としては、すべきことではないと思います。

これも三枝前町長の負の案件ですが、二度とこのようなことが起こらないように検証し、住民に説明しなければならないと思います。改めて、なぜこんなことになりましたか。

○議長（高橋正博君）

生涯学習課長 宮原正行君。

○生涯学習課長（宮原正行君）

繰り返しますが、われわれも反省すべきものは反省しております。その上で将来に向かって、建設的な発展的な議論ができれば良いかと思いますが、もし、町民利用者の皆さまが利用に関して少しでも気になることがありましたら、担当課といたしましては、いつでもお話しする機会をつくりましますので、そのあたりよろしくご理解願います。

○議長（高橋正博君）

鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

そもそも、いつどんなメンバーの何の会議に諮って決定しましたか。

○議長（高橋正博君）

生涯学習課長 宮原正行君。

○生涯学習課長（宮原正行君）

令和3年1月5日火曜日の庁内会議において決定いたしました。メンバーは、三枝前町長以下、当時の教育長、参事兼企画課長、参事兼総務課長、健康福祉課長および生涯学習課長の6名でした。以上です。

○議長（高橋正博君）

鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

その場合、異論は出なかったんでしょうか。

○議長（高橋正博君）

生涯学習課長 宮原正行君。

○生涯学習課長（宮原正行君）

会議の中身につきましては、細かく申し上げることがありませんが、必要ありませんと思います。

結論といたしましては、その時点では、商工会館、商工会が総合福祉会館に移転するという結論になっております。以上です。

○議長（高橋正博君）

鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

やっぱり何で決まったのかっていうのが全然分からないんですけど、何で福祉会館なのかっていう、ただ、当事者の三枝元町長がいないので、ここはもう、聞いてもしょうがないことではないと思うんですけど、そしたら、商工会は5年以内で移転すると報告されていますが、その後はどうする予定でしょうか。

○議長（高橋正博君）

生涯学習課長 宮原正行君。

○生涯学習課長（宮原正行君）

商工会の移転先につきましては、まだ未定でございます。

最初入ったときには、5年をめどに考えているということは聞いておりますが、その後はまだ決定は聞いておりません。以上です。

○議長（高橋正博君）

鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

商工会じゃなくて、後、その福祉会館を、その後、商工会が出た後はどうする予定なんですか。

○議長（高橋正博君）

生涯学習課長 宮原正行君。

○生涯学習課長（宮原正行君）

それに関しましては、そうなった時点で必要であれば考えると思います。以

上です。

○議長（高橋正博君）

鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

早く商工会に移転先に移っていただいて、拠点として本来の使用目的にしてほしいと思います。

先ほど、三木議員がおっしゃってましたが、まさに福祉会館からの追い出しは、町民のやる気の制限以外の何ものでもありません。この件は、土庄町政に残る悪政です。36年前、福祉の拠点として、諸先輩が熱望して建てたものです。その思いをも、軽視、軽んじています。三枝元町長のもとで、恣意的な人選の密室で不透明な決定が見受けられましたが、これもその例の一つと考えます。

本来行政は、住民の生活を支え、福祉優先の運営が基本です。会館本来の目的に沿った福祉に携わる人たちを排除し、筋の通らぬことを強行したことに強く抗議し、猛省を促したいです。

今後、二度とこのようなことが起こらないように、このようなことも、三枝元町長のゆがんだ行政の一端だと考えます。ですので、三枝元町長に関する調査委員会が必要と考えるゆえんです。ちょっと、ぐだぐだになりましたけど以上です。終わります。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

8番、日本共産党 福本耕太です。早速、質問に入らせていただきたいと思います。

学校給食無償化および負担軽減の実施をということで、今年の4月に開かれました教育民生常任委員会の中で、委員全員の総意として学校給食無償化に向けた取り組み、保護者への負担軽減をということで意見が示されました。

町も検討する姿勢を見せておりますが、その後、進捗状況はどうなっているでしょうか。まず、答弁を求めます。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

学校給食の無償化につきましては、今年6月の教育民生委員会で、土庄町の現状と方針をご説明したところ、福本委員をはじめ委員各位からさまざまなご意見を頂戴しましたので、その後の内部協議や定例の教育委員会で、他市町の

状況も勘案しながら協議を行いました。

議論を重ねていく中で、年間約 4000 万円の経費を将来にわたって町が負担し続けていくことになるため、慎重に検討しなければならないこと。就学援助制度で収入の低い世帯にはすでに給食費の 9 割を免除していること。それから、小豆島町が無償化を実施する一つの理由となった未収金に係る業務負担が、本町では発生していないこと。県内で無償化を実施あるいは予定している市町は、現在のところ 3 市 3 町であることなどを総合的に勘案した結果、現段階では給食費を無償化することは困難で、原材料費の負担を今後もお願いしていかざるを得ないとの結論に至っております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

年間 4000 万かかるという話と、9 割免除の話、それから未収金に係る業務負担が土庄町では起きてないという話がありました。

すいません、その前に 6 月議会でしたね、6 月委員会ですね。すいません、私さっき、4 月って言いましたけど 6 月の教育民生常任委員会ですね、中で、委員会として前向きに進めてほしいという話をしたと思います。

子どもの多い世帯ほど給食費の負担が多くなるというふうに現実になってくると思うんです。例えば、小学校 1 年生、2 年生、3 年生、4 年生の子どもの 4 人がいる家庭だったとしたら、補助とかですね、免除があったとしても、子どもが多ければ多いほど、給食費の親の負担が重くなるんじゃないかなと思うんですけど、実情それについてはどうでしょうか。そうなってませんか。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

先ほども申しましたように就学援助を受けていない世帯につきましては、子どもさんが多ければ、その分、給食費がかかるような状況にはなっております。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

就学援助を受けてるお家であった場合は、負担は 1 割になるんですよ、1 人に対して。1 人 1 割を 4 人分という話になると思うんですけど、子どもが多い世帯は就学免除を受けられるわけで限らないのであるとしたらですね、やっぱり子どもが多い世帯ほど、しかも免除を受けられない世帯ほど、負担が重くなっているという実情はやっぱり変わらないんじゃないかなとちょっと思うんです。

やはり少子化の問題というのは、わが町にとっては非常に大きな問題で、子どもを増やしていく、安心して産み育てられていく、産み育てられるまちにしていける上ではですね、やはり子どもが多い世帯ほど負担が重くなるという制度を何としてもこれ解消していくようにしないといけないと思うんですけど。

ここから提案なんですけどね、例えば、まずはですね、全面的にも無償化するの難しいというのであれば、子ども 1 人については給食費をもらおうと、だけど 2 人目以降についてはなしにするとか、1 人についても、その家庭の状況に合わせて免除、制度を使っていくとか、2 人目以降の無償化の実施とか、そういうのにまず取り組んでいただけたらいいんじゃないかなというふうに思うんですけど、これちょっと町長にお伺いしたいんですけど、どう思いますか。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

2 人目以降という部分のことについて、まず、この子育てという部分の整備については、先ほど三木議員も、また、小川議員に対しましてお答えいたしました。私は子育てしやすい環境の整備をやっていく、そういうことに対して矛盾しているような発言になると思いますが、ちょっと、今の考えを述べさせていただきます。

現段階では教育総務課長の答弁のとおり、給食費を無償化することは困難であると考えております。

福本議員の先ほどのご提案もですね、取り入れながら考えていきますが、今のところでは、大変厳しい状況でございます。

そのあたりでご理解いただきたいのは、子育てしやすい環境の整備については、検討中のものも含めて、放課後児童クラブの定員の拡充、特別支援教育支援員充実、老朽化しているこども園の園舎整備、不妊治療、不育治療費助成、エンゼル祝い金の拡充、こども園のおむつの持ち帰りの廃止、大学生や専門学生に対しての給付金の支給などを進めております。

また、子育てしやすい環境の整備を進めていきますが、同時に、先ほど述べたとおり、その子どもたちが将来負担を背負わないような環境づくりも考えていかなければなりません。使用していない町有施設など、今後、整備、解体を進めるには莫大な費用が発生します。しっかりとした方向性を定めていかなければ、次の世代に大きな負担をかけることとなります。

土庄町の決算状況、また、土庄町の財政状況が今後さらに厳しくなることは、現在の決算状況、また総務建設常任委員会中、中期財政計画について説明させていただき、このときにはご理解いただいていると思います。

町民の皆さまの豊かな環境づくりに努めてまいりますので、何とぞご理解の



ほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

財政が厳しいという話ですけども、全国的に財政が厳しいのはよく分かっております。その中で20億円の財政調整基金等もあります。

さっき具体的に、2人目以降無料化もちょっと検討を、ということでお話ししましたけども、そういった段階を踏んだかたちで、少しずつその無償化に向けた歩みを進めていただきたいなということをお願いしたいと思います。

それと未収金について、土庄町で発生してないっていう話なんですけど、業務負担、実際お金を集めてるのは一緒なんで、やっぱりその未収金があるか、ないかということでの負担というよりは、集金そのものが業務に乗っかってきてるということですので、やっぱこの集金の問題で、問題なってるのは集金そのものに対する負担をなくそうという流れですので、その辺の理解をちょっと進めていただけたらありがたいなと思います。

では、次の質問に入りたいと思います。

大学生、専門学校生に物価高騰支援金として1人1万円の支給をしたらどうかということですか。

物価高騰に苦しむ大学生、専門学校生に支給方法としてはですね、コロナ支援金の際の奨学金を受けてる人だけという、こういう失敗をですね、繰り返さずに、学生のいる家庭、子どものいる家庭の人に対して申請をしてもらうとかたちで、SOSを受け止められるような仕組みでやってほしいと思うんですけども、先ほど町長のほうから、私のときじゃないときにやりますという話があったんで、実施されるということは分かったんですけども、やり方ですね、どういうやり方でしょうと思っているかの説明をお願いしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

実施方法につきましては、確かに福本議員おっしゃるように、令和2年に実施した大学生に対する給付金につきましては、町の奨学金を受けてる方について約30名程度でしたが、その方だけに給付金があったというふうなこともありまして、他市町の状況を見ましても、例えばホームページで公募するとか、町広報で周知をするとか、そういうふうな方法を取っているところもありますので、ちょっとこの件につきましては、非常に大学生を把握するのが難しいという、そういう難点があります。その辺もちょっと、こちら内部で協議して、で

きるだけその公募するようなかたちの申請の方法を検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

今、私が言ったそのSOSを受け止めるというやり方で検討するってことですので、ぜひそれで進めていただきたいと思います。困ってる人のところにしっかりと支援が届くようお願いしたいと思います。

3つ目ですけれども、今、こちらかな、旧土庄高校のグラウンドなんですけども、庁舎が完成して、今グラウンドの使用ができるようになってるんですけども、実際にはいろんなものがあつたりとかして使うのが難しいと、けがとかの要因にもなるということで、「整備までちょっと待ってほしい」という、以前からお話があったんですが、これだけ広いやっぱりグラウンドっていうのは、町内の中にも1カ所もなくでですね、いろんな競技するのにも使えますので、水はけとかいろんなことあると思うんですけど、まずはですね、使える状況、最小限の費用をかけてですね、使える状況にしていきたいと思いますと思うんですけど、来年度の予算の中で、どのように考えておられるか、答弁をお聞きしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

生涯学習課長 宮原正行君。

○生涯学習課長（宮原正行君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

刈崎第二グラウンドにつきましては、令和3年7月まで新庁舎建設事業の事業用地として使用してまいりました。その後、東洋紡績跡地整備事業工事の影響に伴い、職員の臨時駐車場として断続的に使用しているところでございます。

「グラウンドを使用したい」との声もいただいておりますが、ここ数年の間にグラウンドの排水機能が低下し、降雨後、グラウンド内に雨水が溜まり水溜りができる状態になっていることや、グラウンド表面に砕石があることから、現況ではグラウンドとしての利用が難しくなっております。

改修工事につきましては、令和5年度に実施設計を行い、その後、工事着手を経て、できるだけ早く供用開始を行いたいと思いますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

最後の令和5年度に実施設計、そこの部分をもう1回ちょっと細かく言って

もらっていていいでしょうか。

○議長（高橋正博君）

生涯学習課長 宮原正行君。

○生涯学習課長（宮原正行君）

令和 5 年度に実施設計を行う予定でございます。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

令和 5 年中に使えるようになりそうでしょうか。

○議長（高橋正博君）

生涯学習課長 宮原正行君。

○生涯学習課長（宮原正行君）

今、申し上げれることは、令和 5 年度に実施設計を行いその後、工事着手を経て、できるだけ早く供用開始をしたいと思っておりますので、ご理解願います。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

できるだけ早くお願いしたいというふうに思います。

次の質問に入ります。

民間住宅のリフォーム助成制度、土庄町でもぜひ実施していただいでですね、地域経済活性化を進めていただきたいというふうに思っております。

自主財源をどういうふうに確保していくかという問題ともですね、重なって、今も全国では、かなりの自治体で住宅リフォーム助成制度、予算規模については自治体ごとに違うんですけども、やってみて、かなり自主財源のもとになっているということで非常に効果が上がっております。

以前にですね、三枝町長の時代に、「消費税が 10%に上がったから景気が悪くなるから、景気刺激策として実施する」というふうに、課長のほうから答弁があったんです。実際に 10%に上がった後に、実施されてないんですけども、議会で、建設課の課長が公言された内容ですので、これをどういうふうに今、町長変わっておりますけど、公約についての、どうなるのか、どういう扱いになるんかということも含めてですね、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

以前に、「消費税が 10%に上がったから、リフォーム助成を実施する」と議会で

公言しているとのことですが、**「消費税アップに伴いまして建設業界の景気動向を調査し、検討する」**とお答えしております。

消費税が10%となった令和元年10月の約4カ月後の令和2年1月に建設労働組合小豆支部にアンケート調査を行ったところ、当時は変化が見られませんでした。その後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けているものと思われる。

建設課といたしましては、各施策の優先度により事業を計画・執行しているところであり、土庄町民間住宅耐震化リフォーム支援事業は、耐震対策と併せて住宅リフォームを行う町民に対し助成をすることにより、民間住宅の耐震対策に繋げていきたいと考えていますので、現在のところ、新たな経済政策としてリフォーム助成を行うことは考えておりません。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

今ずっと耐震対策と一体にという話なんですけども、この住宅リフォーム助成制度っていうのは地域おこし、地域の経済活性化を目的に全国で実施されているんですね。もちろん、その耐震診断、耐震化っていうことは大事なことですけども、これをやった人にだけリフォーム助成をするというふうになりますと、非常に数が減ってしまう、工事の数が減ってしまっただけで、経済、地域経済の活性化にはやっぱりつながらないんですよ。

以前、建設課長にお聞きしたときに、こういうやり方をやっている自治体って、全国で何%ですかって聞いたら、0.02%だというふうにおっしゃった。逆に言えば、もうほとんどの自治体が、耐震診断、耐震化と一体ではなくて、リフォーム助成そのもので、経済の活性化をやっているんですよ。

これはもちろん経済活性化で税収も増えるし、仕事も増えるしということはあるんですけども、やはり、今コロナも併せてですが、景気がどんどん、どんどん下に下がって行ってます。そういう中で、リフォームっていうのは、仕事がいرونなところに回っていくんですよ、幅広く仕事があるんですけども、そういう職人さんたちを育てていくという役割にもなりますし、儲かるか儲からないかとか、税収だけの問題だけじゃなくて、土庄町の中でそういう仕事を担ってくれる担い手をつくっていくという意味でも非常に大事な役割を持っているんです。

景気がやっぱりどんどん、どんどん下がっていく中でリフォームだけしようと思っても、お金が高いからできないっていうふうになると、結局職人さんもいなくなってしまうというふうになってしまうので、そういう職人を育てるといふ面も含めて、需要を喚起していくことが大事になってるんです。調査した

というふうにおっしゃってますけど、建設労働組合は、この住宅リフォーム助成制度を「土庄町でもやってほしい」という要望を土庄町に上げてるはずなんですよ。この質問やったとき、10%の話やったちょっと前だと思うんで、6、7年ぐらい前に、建設労働組合のほうから、「土庄町でも住宅リフォーム助成制度やってほしい」という要望が上がってたと思うんですけど、上がったかどうか、まずちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

建設組合からの要望は、令和元年8月26日に住宅リフォーム助成について高齢者や低所得者などの生活困難者が利用しやすいようにという内容でいただいております。

また、本年令和4年5月9日に合わせて同趣旨の要望をいただいております。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

やっぱり要望上がってるんですね、建設組合から。建設組合のほうの状況が悪くなってるかどうかということで、変わってないというふうにさっきおっしゃったんだけど、変わってないって言いながらも、結局これは仕事起こしに大きくつながるという点で、ずっと要望を上げてるっていうことは、やっぱり、これが職人を作っていくってとか、それから、地域経済に大きな役割を果たすっていうことを、彼らも訴えておられるということですので、私も建設組合の人たちに一緒にですね、町のほうに、ぜひ、住宅リフォーム助成制度実施をお願いしたいというふうに思いますので、前向きな検討をお願いしたいと思います。

大体やっぱり、投資した金額の10倍から20倍の効果が上がるんですよ。例えば、1000万円土庄町が予算組んだら、10倍ですから1億円なんですよ。3000万円組んだら3億円ぐらいの仕事につながる。そしたら、町のほうの税収にもつながってくるんですけども、土庄町の理解として、これやった場合に、大体どのぐらいの経済効果、波及効果があるんじゃないかなというふうに考えておられるか。概算でも結構ですので、考えておられたら言っていただけたらと思うんですけど。

○議長（高橋正博君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

経済効果というものを試算したことがないんですけれども、今のお話の中の10倍ということであれば、例えば1000万円の予算であれば、1億円の効果があるというような流れになるのではないかと考えております。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

小豆島町がね、大体1000万円入れて、1億数千万円の仕事生まれてます。ずっとやり続けてきて、リフォームしたい言うてる人たちの順番も、ずっと順番待ちになって追加予算もやってるということですので、ぜひ、検討していただきたいと思います。

次の質問に入りたいと思います。

土庄港の駐車場の無料化および値下げの実施をということで、土庄港の町営の駐車場について、特別会計が黒字になる5年後には値下げを検討しているという話が、以前、委員会の中であったと思うんですけども、その後どういうふうな状況になってるか、あれから何年たったんですかね。ちょっと私も何年たったか覚えてないんですけど、進捗状況というか、教えていただけたらと思います。

○議長（高橋正博君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

平成30年3月定例会において、「土庄港町営駐車場は、港湾整備事業特別会計で運用されており、将来的に黒字化が実現したあかつきには、土庄港周辺全体の駐車場について調査し、駐車料金の見直しを検討したい」と答弁しております。

その後、新型コロナウイルス感染症拡大により利用者が激減し、黒字化が遅延している状態であります。黒字化となれば、見直しを検討したいと存じますが、土庄港周辺の全体の駐車場状況について調査するとともに、港湾整備の維持整備に係る費用等も勘案して検討していくことになると考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

土庄港からですね、距離が遠いところに住んでおられる、そういう距離が遠い地域に住んでおられる方については、どうしても、高松に行く量多いですの

で、岡山に行くよりはですね。どうしても駐車場使わなければならないということがあって、こっちで駐車場借りてる人もいるんですけども、遠い距離の人の場合は、歩いていくとかそういうことはもう現実的に難しいと思うんです。

以前にもそういう、例えば大部、北浦、四海などの、肥土山もそうですけども、そういうちょっと一定の距離が遠い人のところにも減額措置等なんかも検討してほしいとか、それが一つ、今言うたんですけど、それと青天井に上がっていく仕組みになってますよね、車置いといたら。入院したりとかすると、高松行って、ほんでその場合、入院せなあかんとかで、車をずっと置いとかなあかん人とかもあるんですよね、突如としてね、4日とか5日とか。そういう人に対する対策として、今のその、青天井で上がっていく料金の仕組み変えて、一定以上上がらないようにしようと思っているんだということが建設課のほうから、以前そういう話があったように思うんです。ちょっと記憶違いだったらごめんなさいね。そういう方法もあると思うんですけど、それについてはどのようにお考えになれるかなということをお伺いしたいんですけども。

○議長（高橋正博君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

遠方の方に関しましては、その地域地域での料金をとというのはちょっと、どんな方法があるか、ちょっと今のところ思い浮かぶものがないんですけども、そういう方法がないかということとはちょっと、検討してみたいなどは考えます。

また、青天井につきましても確かに、入院される方がいらっしゃると思いますので、その辺も合わせまして、どのくらいの期間になるかというのは今後の検討課題と考えますけれども、併せて検討していきたいと考えます。以上です。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

2つ目の、天井、つけてほしいと言うてた、ごめんなさい、ちょっと何と言っていた分からなかった。

○議長（高橋正博君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

お答えします。

長期間の方に関しましても、今後検討したいと思うんですけども、どのくらいの期間を猶予するかとか、10日にするとか、20日にするとかその辺ちょっと、今後の課題として検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

私の質問を終わりましたので、以上で質問終わりたいと思います。

○議長（高橋正博君）

これにて、一般質問を終了いたします。

## 討論、採決（議案第2号～議案第7号、議案第10号～議案第11号）

○議長（高橋正博君）

日程第3、議案第2号 令和4年度土庄町一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

予算全体については必要なところに予算がつけられてると思うんですけども、マイナンバーカードの使用のための整備費用については、マイナンバーに反対する立場から反対をいたします。

○議長（高橋正博君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

7番 濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

議案第2号に関しましては、常任委員会におきまして付託されまして、承認すべきと決しております立場から賛成をいたします。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

私も従来からマイナンバーの反対をしております、先頃もマイナンバーか



ら情報漏えい 3 万 5000 があつたと報道されました。マイナンバーの危険性は、まだ全く解消されていません。なので、マイナンバー関連の予算には反対します。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 2 号については、反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋正博君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 4、議案第 3 号 令和 4 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 3 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 5、議案第 4 号 令和 4 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第

3号) について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (高橋正博君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長 (高橋正博君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (高橋正博君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (高橋正博君)

日程第6、議案第5号 令和4年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算(第2号) について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (高橋正博君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長 (高橋正博君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (高橋正博君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (高橋正博君)

日程第7、議案第6号 土庄町税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 6 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 8、議案第 7 号 土庄町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 7 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 9、議案第 10 号 工事請負契約の締結について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 10 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 10、議案第 11 号 工事請負契約の締結について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 11 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 議案の上程、趣旨説明（発議第 2 号）

○議長（高橋正博君）

日程第 11、発議第 2 号「反撃能力（敵基地攻撃能力）保有の中止を求める意見書」については、議員提案であります。

提出者から、趣旨説明を求めます。

○議長（高橋正博君）

4 番 鈴木美香君。

○4 番（鈴木美香君）

では、提出理由を申し述べます。

「反撃能力（敵基地攻撃能力）保有の中止を求める意見書」

政府はいわゆる安保関連 3 文書に「反撃能力（敵基地攻撃能力）」を明記し、長射程ミサイルの開発や配備に入る方針の閣議決定をした。「敵基地攻撃能力」について「相手国の領域まで踏み込んでいって、まずレーダーなどを破壊し、制空権を確保した上で、敵のミサイル基地をしらみ潰しに破壊していく一連のオペレーション」だと昨年政府は、国会で説明している。つまりこれは全面攻撃を相手側に仕掛けると言う事に他ならない。また、日本が仮想敵のミサイル基地および、その発射を指令する中枢機能（首都等）をミサイル攻撃する能力を保有する事は、明白な憲法 9 条及び国際法違反となる先制攻撃に踏み込んでしまう可能性をはらむことでもある。今まで、一貫して「専守防衛」の範囲内で抑制的に安全保障政策を組み立てる事で、戦争を回避し戦火を決して拡大させない「平和国家」として存立してきた、戦後日本の国是を根幹から破壊するものであり、断じて許されない。

「敵基地攻撃能力」を保有することは、ただ単に憲法をないがしろにする暴挙というだけではない。国際関係に緊張を高めるとともに、戦争の誘発の可能性も高めることになる。そして、底なしの泥沼のような軍事費の増大により、国民の暮らしと経済を脅かす軍拡競争を加速させることにもつながる。何よりも恐ろしいのは、戦争を誘発した結果、相手側のミサイル基地をすべて破壊できるはずもなく、報復的なミサイル攻撃を正当化する口実を相手側に与え、結局チキンレースになるほかない。日本の被害をより甚大なものとしてしまうことに繋がり、国民の生命、自由および幸福追求権を守るはずの防衛政策としても全く機能しない。

今必要なのは、地域的安定をめざす柔軟で強力な外交努力である。軍拡競争で破滅の道を進むのではなく、世界に誇るべき憲法 9 条を持つ国として、対話による平和外交に徹することこそ、日本の進むべき道である。

よって、政府においては、「敵基地攻撃能力（反撃能力）」の保有を撤回するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

○議長（高橋正博君）

これもちまして、趣旨説明を終わります。

## 趣旨説明に対する質疑（発議第 2 号）

○議長（高橋正博君）

ただ今、説明のありました発議第 2 号について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長 (高橋正博君)

7 番 濱野良一君。

○7 番 (濱野良一君)

ただ今、意見書の説明がございました。その中で反撃能力と敵基地攻撃能力が途中で入れ替わったり入ったりとしております。

もともとの反撃能力が、安保関連 3 文書に追加されたということで書いてありますけれども、これは括弧書きで敵基地攻撃能力も明記されておるのでしょうか。

それから、もし同じであるならば、反撃能力と敵基地攻撃能力の武器というものはイコールなのかどうなのかをお伺いしたいと思います。

あと、もう 1 点が専守防衛が今まで大きな役割を果たしてきたというふうを考えられると書いておりますけれども、これを根幹から破壊するものであるというふうな文章になっております。何か専守防衛、私はまだ日本は専守防衛であるというふうに思っておるのですけれども、何かそれを揺るがすような事実があったのかどうかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長 (高橋正博君)

4 番 鈴木美香君。

○4 番 (鈴木美香君)

濱野議員の質疑にお答えします。

先ほどの敵基地攻撃能力と反撃能力は私はイコールだと思っております。

ただ、文章上、最後の文章のところに入れ替わっているのは、ちょっと私のミスだと思って、そのあたりはちょっとご認識をいただきたいと思います。

専守防衛がどういうことかとおっしゃってるんですけども、専守防衛っていうのは、自国の、基本的に責められた後で、専守を守るという考え方ですけど、今回の敵基地攻撃能力というのは、相手側の相手国まで、しかも基地まで、中心まで、攻撃能力を保有するということで、これは完全に先制攻撃だと私は認識しております。で、何かあるのかというんですけど、これは今決まっているので、今からするということですので、まだ現状ではそういうことが起こっていないということだと思います。

○議長 (高橋正博君)

ほかにございませんか。

(発言者なし)

○議長 (高橋正博君)

ないようでございますので、発議第 2 号の質疑はこれをもって終了いたします。

す。

## 討論、採決（発議第2号）

○議長（高橋正博君）

発議第2号 反撃能力（敵基地攻撃能力）保有の中止を求める意見書について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

7番 濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

先ほども質疑で質問をいたしたところで、専守防衛というのは鈴木議員も答えられたように、攻撃を受けてから攻撃をし返すというふうなことでございます。日本の立場はそういうことを崩していないというふうに私は考えております。という観点と、もう1点が、防衛の装備に関しましては地方議会ではなかなか、私も知識がございません。専門家に委ねるべきだというふうに思いますし、当然、国会の場で討論をしていただくべきだというふうに考えております。そういう立場から反対をいたします。

○議長（高橋正博君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

3番 大野一行君。

○3番（大野一行君）

私は、自衛権というのは人類普遍の権利でもあります。これは間違いなくそう思っています。

しかしながら、先ほどおっしゃってましたけれども、今度の、この新しい敵基地攻撃能力というのは、皆さんテレビでもご覧になってるように専門家の良くも悪くも変わったと。今までの日本の防衛が変わったということはご存じだと思います。私もそう思ってます。

今、ロシアのウクライナ戦争、日本国でも、これ、反対の決議をしております。

私たちのこの議会でも、戦争反対決議をしています。これ共通しているところは、やはり人の命は重たい。おそらく、そういうことで一致してると思うんです。いかなることがあっても、戦争はしてはならない。

今、私たちが学ぶべきことは、現在のロシアとウクライナの戦争を見ても、お分かりだと思えます。多くの罪のない人たち、必ず犠牲が生まれる。そんなことを考えますと、さまざまな取り方、言い訳、言い方ありますけれども、いかなることがあっても、日本国憲法にあります9条、「平和憲法をもとに平和を追求する」そのことが1番正しい道であろうというふうに思いますので、この新たな敵基地攻撃論については、私は納得がいきません。

そして、一地方議会ではありますけれども、あくまで意見書ですから、さまざまな問題で、日本の各地方自治体は政府に対して意見書を出しています。これは、歴史的にずっとそうです。私たちがするわけじゃないんです。当然です。「こういうことをやめてください」という権利が、各地方自治にあるわけです。以上をもちまして、私の賛成討論にかえます。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

賛成の立場から討論をいたします。

敵基地攻撃の敵基地攻撃能力の保有というのは、安倍政権のときに閣議決定された「安保法制」、「集団的自衛権」と重ねて論じるのであれば、具体的にアメリカが起こす戦争で日本が反撃をされると。日本にある日本国内である米軍基地が攻撃されるというふうに判断した場合、日本が、この敵基地攻撃能力を使って、他国から攻撃を受けてなくても先制攻撃することが可能であるということを、岸田首相ははっきりと言っております。

今、お2人の賛成の方が言われたように、専守防衛を打ち砕くものだという認識というのは、そういう点にあります。

日本国憲法に基づく専守防衛、他国からの侵略を受けたときに、防衛するという観点からも大きくずれており、他国への戦争を仕掛けていく道をつくる制度であることは明らかです。軍事費の43兆円、こうした軍拡競争ではなくて、政治家が、国がきちっと話し合いを持って、どんな紛争も戦争にしない努力を続けていくことが、本当の平和を守っていく1番の実効ある道だと考えます。仮に戦争したとして、お互いの国で人を殺しあつたとしても、この戦争を終わらせるためには、やはり対話が必要です。だったら、戦争せずに初めから対話をすればいい。

これだけ物価が上がって、多くの国民が苦しんでいる中で、敵基地攻撃能力を持って、軍事費を増やして、国民を飢えさせて、戦争する準備をするという



のは、余りにもばかげていると私は思います。

この土庄町議会から敵基地攻撃の保有に中止を求める意見書を上げるというのは、町民の良識であり、町民の平和を求める声を届けることだと思いますので、この提案に対して賛成したいと思います。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第2号については、反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋正博君）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

（「動議」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

6番 三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

先日の福本耕太議員の発言を取り消す動議を提出したいと思います。

## 休憩

○議長（高橋正博君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2 時 33 分

再 開 午後 2 時 55 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

- 議長（高橋正博君）  
再開いたします。

## 動議

- 議長（高橋正博君）  
ただ今、6番 三木俊明君から福本耕太議員の発言の取り消しおよび謝罪を求める動議が提出されました。  
三木議員、もう一度、動議をお願いします。
- 6番（三木俊明君）  
福本耕太議員の発言の取り消しおよび謝罪を求める動議を求めます。
- 議長（高橋正博君）  
ただ今、6番 三木俊明君から、福本耕太議員の発言の取り消しおよび謝罪を求める動議が提出されました。  
この動議を議題として取り上げるか、趣旨の説明を聞いた後、採決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（高橋正博君）  
ご異議なしと認めます。  
なお、趣旨の内容理解のため、三木議員から資料の配布の依頼がありました。  
資料を確認した上で、配布を許可します。  
なお、資料は、未公開のものを含んでいるため議会終了後、回収いたしますこと事前に申し上げておきます。  
資料配布をお願いします。

(資料配布)

○議長（高橋正博君）

三木俊明君の説明を求めます。

6番 三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

失礼いたします。

議長の許可を得ましたので、町長はじめ執行部、議員の皆さまにはお疲れのところ大変申し訳ございませんが、ただ今の動議提出の趣旨説明をいたします。

12月15日の本会議の発議第1号、福本耕太議員と私の質疑の中で、福本耕太議員の事実を誤認した発言があり、私、三木の弁明する機会がないまま終了しました。

改めて、議長の許可を得て資料をお配りし、客観的事実に基づいて弁明し、福本耕太議員に事実誤認の確認と、不穏当部分の発言部分の削除、私、三木への真摯な謝罪ならびに今後、このように議会の品位と尊厳をおとしめる不穏当な発言を行わない旨の宣誓を求めるものでございます。

それでは、お配りした資料をご覧ください。

資料1は、正確性を期すため、先日の質疑の内容を議会事務局より仮会議録としていただいたものでございます。

資料2は、私の職歴、三枝前町長の履歴、欠損処理問題に係る監査委員、議会一般質問、執行部答弁を年度順に表にしております。

まず資料1、仮会議録をご拝読ください。

最後の質疑のほうの問題になりますので、そちらのほうをご覧になっていただきたいと思っております。

福本耕太議員の最後の答弁になります。「三枝邦彦氏が議長時代、前町長に欠損処理をしてもらった問題は、当時の議会でも大問題となった。自分の経営する会社の経営状況が悪化したからといって、それを理由にして欠損処理することはできない。三木議員、」私を名指ししまして、「当時は税務課長をされていたと思っております。当事者になると思うんですけども、そういう答弁が当時の執行部のほうから出ております。」

また、口述では、「当時の町長と三枝邦彦議長との間に裏取引があったんじゃないかと。違法ですね。当時の町長も認めております」と、発言されております。

あたかも、私、三木が欠損処理問題発覚当時の担当課長であり、福本耕太議員が言われる、町長と三枝邦彦議長との裏取引の当事者であったと受け取れる発言だと認識するのは私だけでしょうか。

資料2をご覧ください。

私、三木の職歴の欄でございますが、私、三木は平成 22 年度まで生涯学習課長、平成 23 年度に 1 年間、税務課長を務めております。

以下、平成 24 年 4 月に中央病院事務長に異動し、健康増進課長、社協事務局長を経まして、平成 29 年 3 月に退職しております。

欠損処理問題が初めて議会の一般質問で取上げられたのが、表見ても分かるように、平成 25 年 12 月議会、同 12 月に監査委員より、平成 24 年度欠損処理について告発がなされ、後日、新聞報道されました。

私、三木は平成 24 年 7 月より中央病院事務長で病院統合問題に取り組んでおりました。

私、三木が税務課長に確認したところ、町税における 5 年、消滅時効の欠損処理事務の流れは、まず、徴税担当者が欠損処理リストを作成し、税務課長が確認承認後、副町長、町長の決裁を仰ぐ手順となっているとのことでした。

また、欠損処理問題が出た当時、私、三木が当事者であるかのような内容に関しましては、平成 24 年度の欠損処理について、中央病院の事務長の私、三木には事務分掌上、決裁権がないということを総務課長に確認いたしました。

福本耕太議員、監査委員から告発され、その後、議会の大会議になった欠損処理問題は、再度言いますが、平成 25 年 12 月以降でありその時点で私、三木は税務課長でもなければ当事者でもなく、税務課所管事務に対し決裁権のない中央病院事務長であります。

それがなぜ、「当時は税務課長をされていたと思います。当事者になると思うんですけど」と、なるのでしょうか。

また、欠損理由について、執行部より初めて議会で不適切と答弁されたのは、平成 26 年 3 月議会からであり、後任の税務課長が答弁しております。

これは議会会議録として公開されている事実でございます。

また、福本耕太議員自ら、平成 26 年 9 月議会において、岡田前町長の不正欠損処理について質問されております。当然、執行部として税務課長が答弁しておりますが、後任の税務課長であって私、三木ではありません。

福本耕太議員は答弁の中で、「当時、当時」と何度も発言されております。

福本耕太議員の記憶の中の「当時」は、一体いつのことを指しておられるのか。

私、三木が税務課長を務めたのは、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月末までであり、三枝邦彦氏が議長になったのは平成 24 年 4 月からです。

福本耕太議員が言われる三枝邦彦氏が議長で、私、三木が税務課長であった時期は存在しません。

欠損処理問題が初めて議会で取り上げられ、大会議となったのは平成 25 年 12 月以降であります。

全くの記憶違いで、事実誤認の発言をされたのではないですか。

私、三木は、議会で発言するときは、会議規則にのっとり、慎重に言葉を選び、正確に発言するように心がけてはおります。

心ならず、不適切な発言があれば、すぐに謝罪し発言の撤回と議事録からの削除をお願いします。

福本耕太議員は、町議として3期目を務められ、議会のルールにも精通しており、今は土庄町議会の先頭に立って、議会条例、議会会議規則を遵守し、私のような1年生議員を導いていく存在であると思っております。

しかしながら、この件につきまして、事務局を通し発言の取り消しと、私、三木に対する謝罪を求めることで調整していただいておりますが、福本耕太議員より、私、三木の求める回答は得られなかったと報告を受けております。

よって、私、三木は自身の名誉と大切な家族が事実誤認の拡散により、危惧される世間からの誹謗中傷から守り、土庄町議会が正常で公正な判断が下せる場であることを信じ、福本耕太議員に対し、事実誤認の確認と不穏当な発言部分の削除、私、三木への真摯な謝罪ならびに今後このような議会の品位と尊厳をおとしめる不穏当発言を行わない旨の宣誓を求めるものでございます。以上です。

○議長（高橋正博君）

ただ今の説明を聞いた上で、これを日程に追加し、直ちに議題とすることについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本動議を日程に追加し、議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋正博君）

所定の賛成者がおりますので、本動議は成立しました。

本動議を日程に追加し、直ちに議題とします。

追加日程資料配付をお願いします。

（資料配布）

○議長（高橋正博君）

追加日程第1、福本耕太議員の発言の取り消し及び謝罪を求める動議を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、福本議員に退席を求めます。

（福本耕太議員、退席）

## 趣旨説明（福本耕太議員の発言の取消及び謝罪を求める動議）

○議長（高橋正博君）

提出者より説明を求めます。

6番 三木俊明君。

再度、説明をお願いします。

○6番（三木俊明君）

本動議の趣旨については、先ほど説明をいたしましたとおりでございます。

令和4年12月15日の本会議において、福本耕太議員が、事実誤認により発した、私を侮辱する発言の取り消しおよび謝罪等を求めるものであります。

配付いたしております資料を再度、ご一読の上、ご判断をいただければと思います。どうかよろしく願いいたします。

## 休憩

○議長（高橋正博君）

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時12分

再開 午後3時16分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

○議長（高橋正博君）

再開します。

## 一身上の弁明

### (福本耕太議員の発言の取消及び謝罪を求める動議)

○議長（高橋正博君）

福本耕太君から、本件について一身上の弁明をしたいとの申出があります。  
お諮りいたします。

これを許すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、福本耕太君の一身上の弁明を許すことに決定しました。

福本耕太君の入場を許します。

（福本耕太議員、入場）

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

弁明をお願いします。

○8番（福本耕太君）

三木議員の私に対する抗議について、私のほうから説明と弁明を行います。

ここに、議事録があります。

皆さん見てもらったと思うんですけども、まず初めに単刀直入に申しますと、  
事実誤認はしておりません。

それから、発覚当時の課長ということは一言も言っておりません。

発覚当時の課長というふうに言うてないのは議事録見てもらったら分かると思うんですけど、三枝町長が自分の固定資産税の欠損処理されてきた期間というのは5年間ぐらいあったんですね。

それは、三枝町長がまだ町長になる前、議長時代に岡田町長に欠損処理されたんですね。

町長になる直前の5年間というのは欠損処理されてなくて滞納しています。

それより以前に、5年間ため込んだ分を1790万円、欠損処理されております。

だから、僕は発覚した当時の課長が三木さんだということも言うてませんし、それから、これから言いますが、「三木議員が不正に手助けをした」とか、そういうことは一切言っておりません。

議事録を読んでいただければ明らかですけども、私は、質疑応答の中で、三木議員が不正を行ったという発言は一切行っておりません。

私が述べたのは、三枝町長が税の欠損処理で違法行為を行った当時、三木議員が、町の税務課長をしていた。つまり、欠損処理されたときですよ。税務課長をしてたという事実だけを述べたんです。

その上でですね、三木議員は、私への質問で、質問を受けているのは私のほうですね、私が、三木議員から質問を受けてるんですけども、「特別委員会を設置するならば、議会には調査結果を報告し公表する義務があると、調査で新しい情報が上がってくるのか」というふうに質問をされました。

そこで私は、当時、つまり欠損処理をしているときにですね、この発覚した平成25年度よりも以前ですね、以前に欠損処理が滞納した分が欠損処理されてるんですけども、「当時、課長をしており事件に詳しい三木議員が、特別委員会で知っていることを語っていただければ、議会としての報告公表の責任が果たせますよ。ぜひ、特別委員会で発言してください」という趣旨の発言をしました。

発言当日、私の中に、万が一にも、三木議員が不正を行っていたという考えや疑いはありません、そもそも。

三木議員も役場の職員時代、「不正が起きないように自分は戦ってきた」とおっしゃっていますし、役場で税務課長をしていたときも、私知ってますし、彼にもし、不正をしていたという考えが私の中に1ミリでも万が一でもあったとすれば、「特別委員会で語ってください」と、私のほうから言うはずがありません。

関与してる、関与というか、その、手助けをしている人に対して「語ってください」なんて、そんなばかなこと言うはずないじゃないですか、そういうことです。

私は、職員時代に不正と戦ってきたとおっしゃる三木議員が議員になった今、不正の調査と、是正を目的とした特別委員会の設置に反対しておられることが非常に不思議なんですけれども、まさにこの矛盾が不正を行ったと私が言ったように、三木議員が捉えた原因ではないかと思えます。

重ねて申し上げますけれども、私は質問の答弁において違法事件に対し、私的な意見は一切行わず事実だけを述べています。

事実を述べるのが、処分の対象になるはずはありません。

不正があった当時の税務課長をしていたという事実と、調査委員会の設置に反対しているという事実、この2つを連立させて考えるならば、三木議員が捉えられたように、三木議員が不正を行ったように思う人もいるかもしれません。

しかし、それは、三木議員の言行不一致に原因があるのであって、私の発言に責任があるわけではありません。

また、ほかの人がどのように妄想するかですね、これは私にはどうすることもできないことです。人の心の動きとか考えに鎖をかけることはできません。

ただ、私の発言が事実でないことを言っていたとすれば、これは処分対象にもなりますし、謝罪する対象にもなろうかと思えますけども、三木議員が現職時



代は、税務課長をしていたという事実は調べればすぐに分かることで、これ書いてありましたけどね。調べればすぐ分かることです。よって、発言の取り消しや謝罪はする必要はないというふうに考えています。

今回の三木議員のトラブルについて、私のトラブルについてですけども、議会事務局長を通じて私は、この問題については裁判所の調停を提案いたしました。

私にしてみれば、思い込みで言いがかりをつけられて、議会の多数派を背景に、不当に処分を要求する処分要求は、来年4月の町議選挙を見据えた明らかな政治的圧力であります。

同時に、本当に自分の主張が正しいと考えるならば、調停で裁判官の意見を聞こうとするはずです。

調停の提案も聞き入れずに、他の議員を巻き込んで議会を使って、個人の問題、トラブルを持ち込む行為、これは、政治的圧力をかける行為だと私は感じております。

もう一度言いますが私には、そういう三木議員が現職時代に、町長の不正を手伝っていたとかそういうことは一言も言ってないし、思ってもいないし、そういう発言してないのに、言葉尻をつかまえて、「何々したかのように捉えられる」などという思い込みで、言いがかりをつけて、議会で処分を求める行為は、私は納得できませんし、私の家族や支持者にも怒りが広がっており、和解は難しい状況にあります。

私は、すでに裁判の着手を考えております。

三木議員に対して、名誉棄損と損害賠償請求を考えております。

私は今言うたように、事実としてそういうことは言っておりません。

また、こういう不当な言いがかりに対する賛同議員がいるのであれば、これは私や、私の家族、支持者の皆さんの尊厳を守るためにも、賛同した議員の皆さん議員全員に対して、名誉毀損と損害賠償で提訴するつもり、

○議長（高橋正博君）

福本議員、弁明をもう少し簡潔にまとめてください。

○8番（福本耕太君）

ですので、私は、そういうことは、三木議員が現職時代に前町長の不正を手伝ったとか、関与したとか、そういうことを言うたんではありません。

もう一度言いますが私には、「この事件が起きたときに課長しておられるんだから、質問に答えるために、ぜひ、あなたが出てきて発言してください。そしたら議会や議員の説明責任を果たすことができますよ」ということを言っただけです。以上です。

○議長（高橋正博君）

福本議員、退席を求めます。

（福本耕太議員、退席）

## 趣旨説明に対する質疑

### （福本耕太議員の発言の取消及び謝罪を求める動議）

○議長（高橋正博君）

これから質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

3番 大野一行君。

○3番（大野一行君）

先ほど、お2人の意見を聞かせていただきました。三木議員の言われていることも分かります。

しかし今の弁明を聞きますと、できるならこういうことは避けていただきたい。同じ同僚ですから、何とか議長采配でしていただきたい。これ意見です。

○議長（高橋正博君）

質疑を述べてください。

ほかにございませんか。

（発言なし）

○議長（高橋正博君）

ないようにございますので、質疑はこれをもって終了いたします。

## 討論、採決（福本耕太議員の発言の取消及び謝罪を求める動議）

○議長（高橋正博君）

追加日程第1、福本耕太議員の発言の取消及び謝罪を求める動議について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

先ほどの三木議員の説明で、私も、なるほどと思ったんですけど、福本議員の弁明で、それもなるほどと思いました。

結論といいますと、やっぱりこう、もちろん三木議員がちょっと都合、何かこう思うことがあるのは分かるんですけど、こういったことを議会に上げて大事にするっていうのが私は大変疑問というか、言葉のあやというか、そういうことになるのではないかと、言葉狩りではないですけど、

○議長（高橋正博君）

鈴木議員、反対討論をお願いします。

○4番（鈴木美香君）

反対です、なので。反対という立場から、こういうことを大がかりにして、議会にまで上げて、討論して、懲罰ではないですけどそういうことにするということには基本的には私は反対です。

もう1つ意見を申し上げますと、先ほどもおっしゃってましたけど、

○議長（高橋正博君）

反対討論だけにしてください。

○4番（鈴木美香君）

すいません。以上です。

○議長（高橋正博君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

2番、井藤茂信君。

○2番（井藤茂信君）

2番、井藤です。

ただ今、三木議員から趣旨説明がありましたとおり、議会で取り上げるべきだと思いますので、賛成いたします。以上です。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか。

（発言なし）

○議長（高橋正博君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋正博君）

起立多数であります。

よって、福本耕太議員の発言の取消及び謝罪を求める動議は可決されました。

この件の取り扱いについて、議会運営委員会で整理することにします。

## 休憩

- 議長（高橋正博君）  
暫時休憩とします。

休憩 午後 3 時 29 分

再開 午後 3 時 42 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

- 議長（高橋正博君）  
再開します。

## 発言の取り消し

- 議長（高橋正博君）  
福本耕太議員の入場を認めます。  
(福本耕太議員、入場)
- 議長（高橋正博君）  
福本耕太議員、発言取り消しと謝罪をする意思はありませんか。
- 8 番（福本耕太君）  
ありません。

○議長（高橋正博君）

福本耕太議員に申し上げます。

この件に関して、先ほどの規定より、議会運営委員会での整理をした結果を踏まえ、地方自治法第 129 条第 1 項により、発言の取り消しを命じます。

取り消しについては、12 月 15 日の本会議中、発議第 1 号における三木俊明議員の 3 回目の質疑に対する答弁での、「話が違うのかなと思いますけども、」の後から、「以上です。」の前までの部分を会議録および録画映像に掲載しないことに処置いたします。

## 休憩

○議長（高橋正博君）

暫時休憩。

休 憩 午後 3 時 45 分

再 開 午後 3 時 47 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

○議長（高橋正博君）

再開します。

## 趣旨説明（福本耕太議員に対する処分要求）

○議長（高橋正博君）

日程第 12、福本耕太議員に対する処分要求の件についてを議題とします。

三木俊明議員から、地方自治法第 133 条の規定によって、福本耕太議員に対する処分の要求が提出されています。

地方自治法第 117 条の規定によって、福本耕太君の退席を求めます。

（福本耕太議員、退席）

○議長（高橋正博君）

提出者の説明を求めます。

6 番 三木俊明君。

○6 番（三木俊明君）

福本耕太議員に対する処分要求の件の趣旨説明をさせていただきます。

本件につきましては、12 月 15 日木曜日、令和 4 年 12 月定例会の本議会において、福本耕太議員が発議第 1 号の質疑答弁を行った際に、「三木議員が当時税務課長をしており当事者である」と、あたかも私が不正行為を行ったかのように捉えられる発言がありました。

この発言は、私に対する侮辱であり、到底看過できるものではありません。

このことについて、福本耕太議員に対し、当該発言の取り消しおよび謝罪を求めましたが、ただ今のように受け入れられませんでした。

よって地方自治法第 133 条の規定により、処分を要求したものであります。以上です。

## 休憩

○議長（高橋正博君）

暫時休憩とします。

休 憩 午後 3 時 47 分

再 開 午後 4 時 27 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

- 議長（高橋正博君）  
一旦、再開します。

## 休憩

- 議長（高橋正博君）  
ここで、再度、暫時休憩します。再開を4時50分とします。  
よろしく申し上げます。

休 憩 午後4時27分

再 開 午後4時50分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

- 議長（高橋正博君）  
再開いたします。  
時間延長について申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合によりあら

かじめ延長いたします。

## 休憩

- 議長（高橋正博君）  
暫時休憩とします。

休憩 午後 4 時 51 分

再開 午後 6 時 05 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

- 議長（高橋正博君）  
再開します。

## 一身上の弁明（福本耕太議員に対する処分要求）

- 議長（高橋正博君）  
福本耕太君から、本件について一身上の弁明をしたいとの申出があります。  
お諮りいたします。  
これを許すことにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋正博君）  
ご異議なしと認めます。



よって、福本耕太君の一身上の弁明を許すことに決定しました。  
福本耕太君の入場を許します。

(福本耕太議員、入場)

○議長（高橋正博君）

福本耕太君に一身上の弁明を許します。

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

私は先ほども申しましたけども、三木議員に対して、三木議員が不正に対して関与したとか、共謀したそういうことを言うてたわけではありません。

この事件が起きたときに、課長をしてたということを言っていますので、三木議員がおっしゃってることは、事実ではないということをお伝えしたいと思います。以上です。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君の退席を求めます。

(福本耕太議員、退席)

### 趣旨説明に対する質疑（福本耕太議員に対する処分要求）

○議長（高橋正博君）

これから質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

(発言なし)

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、質疑はこれをもって終了いたします。

### 休憩

○議長（高橋正博君）

暫時休憩とします。

休憩 午後6時07分

再開 午後6時12分

### 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

- 議長（高橋正博君）  
再開いたします。

## 議会運営委員会委員長報告

- 議長（高橋正博君）  
先ほど、休憩中に濱野議員より、懲罰特別委員会設置についての発議が提出されました。

これを受けて、議会運営委員会を開催しまして、議会運営について、審議いたしましたので、その結果について委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長 濱野良一君。

- 議会運営委員長（濱野良一君）  
ご報告申し上げます。

本委員会は、先ほど休憩中に、議員控室におきまして、議会運営等について審議いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

議員提案としての発議第 3 号 懲罰特別委員会の設置についてが提出されましたので、これを日程に追加いたします。

以上、報告といたします。

- 議長（高橋正博君）  
ただ今、議会運営委員長より報告のありましたとおりでございます。  
お諮りいたします。  
発議第 3 号を日程に追加し、直ちに議題に追加したいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第 3 号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

### 議案の上程、趣旨説明（発議第 3 号）

○議長（高橋正博君）

追加日程第 2、発議第 3 号 懲罰特別委員会の設置については議員提案であります。

提出者から趣旨説明を求めます。

○議長（高橋正博君）

7 番 濱野良一君。

○議長（高橋正博君）

すいません。資料配ります。

（資料配布）

○議長（高橋正博君）

提出者から趣旨説明を求めます。

7 番 濱野良一君。

○7 番（濱野良一君）

懲罰特別委員会の設置について趣旨説明を行います。

上記、議案の次のとおり、土庄町議会会議規則（平成 3 年土庄町議会規則第 1 号）第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出するものであります。

委員会の名称を「懲罰特別委員会」、設置の根拠「地方自治法第 109 条及び土庄町議会委員会条例第 5 条」、設置の期間「議決の日から審査終了まで」とし、議会の閉会中も審査等を行うことができるものとする。

委員の定数 9 人。

調査事項「懲罰を科すことの適否及び懲罰の内容」といたしております。

以上、発議をいたします。

○議長（高橋正博君）

これをもちまして、趣旨説明を終わります。

### 趣旨説明に対する質疑（発議第 3 号）

○議長（高橋正博君）

ただ今、説明のありました発議第3号について質疑を行います。  
質疑のある方はご発言願います。

(発言なし)

ないようでございますので、発議第3号の質疑はこれをもって終了いたします。

## 討論、採決（発議第3号）

○議長（高橋正博君）

発議第3号 懲罰特別委員会の設置について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長（高橋正博君）

3番 大野一行君。

○3番（大野一行君）

一議員としては、誰であれ、議員が議員を罰することは望みません。

そのことだけは意見として申し上げたいと思います。

○議長（高橋正博君）

賛成討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長（高橋正博君）

7番 濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

本件に関しましては、処分要求が出された時点、そして議会の議事の流れ上、懲罰特別委員会に審査を付託することとなっております。

それ以上、委員会を設置することは必須でありますので賛成をいたします。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

議員同士でそういういさかいがある、しかもこの懲罰というすごい文言が、この件に該当するのかって甚だ疑問ですので反対します。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか。

(発言なし)

○議長（高橋正博君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第3号については、反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（高橋正博君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 休憩

○議長（高橋正博君）

暫時休憩します。

休憩中に、全員協議会を開催いたします。議員控室にお集まりください。

休 憩 午後6時21分

再 開 午後6時27分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

○議長（高橋正博君）

再開します。

## 懲罰特別委員会委員の選任（決定第1号）

○議長（高橋正博君）

追加日程第3、決定第1号 懲罰特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

懲罰特別委員会委員の選任については、土庄町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっています。

お諮りします。懲罰特別委員会委員の選任については、議長において指名いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、懲罰特別委員会委員に、1番 小川務君、2番 井藤茂信君、3番 大野一行君、4番 鈴木美香君、5番 福本達雄君、7番 濱野良一君、9番 川本貴也君、10番 井上正清君、11番 木場隆司君、以上、9名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、指名の諸君を懲罰特別委員会委員に決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名の諸君が懲罰特別委員会委員に決定いたしました。

## 休憩

○議長（高橋正博君）

暫時休憩とします。

なお、休憩中に懲罰特別委員会を開催していただき、正副委員長の選任をお願いいたしたいと思えます。

議員控室にお集まりください。

休憩 午後6時30分

再開 午後6時34分

### 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

### 地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

### 議会事務局職員

休憩前に同じ。

### 再開

○議長（高橋正博君）

再開いたします。

### 懲罰特別委員会の正副委員長の決定

○議長（高橋正博君）

正副委員長が決定しましたので報告いたします。

委員長に濱野良一君、副委員長に木場隆司君、以上でございます。

### 委員会付託（福本耕太議員に対する処分要求）

○議長（高橋正博君）

日程第12、福本耕太議員に対する処分要求の件についてを議題といたします。

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。本案については、土庄町議会会議規則第110条の規定により、先ほど設置しました懲罰特別委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、懲罰特別委員会に付託することに決しました。

## 休憩

○議長（高橋正博君）

暫時休憩します。

懲罰特別委員会を開催しますので、委員の皆さまは議員控室にお集まりください。

休 憩 午後 6 時 35 分

再 開 午後 6 時 43 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

○議長（高橋正博君）

再開します。

## 閉会中の継続審査申出

○議長（高橋正博君）

懲罰特別委員会委員長から、土庄町議会会議規則第 74 条の規定により、お手元に配付しております申し入れ書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

これを日程に追加し、追加日程第 4 として議題といたしたいと思いを。



ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。懲罰特別委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、懲罰特別委員会委員長からの申出書のとおり、継続審査にすることに決しました。

## 休憩

○議長（高橋正博君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 6 時 45 分

再 開 午後 6 時 53 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

○議長（高橋正博君）

再開します。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君の入場を許します。

（福本耕太議員、入場）

## 議会運営委員会委員長報告

○議長（高橋正博君）

先ほど休憩中に福本耕太議員より、三木俊明議員に対する処分要求が提出されました。これを受けて、議会運営委員会を開催しまして、議会運営について審議いたしましたので、その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長 濱野良一君

○議会運営委員長（濱野良一君）

ご報告いたします。

ただ今、休憩中におきまして、議会運営委員会を開催いたし、三木俊明議員に対する処分要求の件について、福本耕太議員より提出された案件につきまして、本日の議事日程に追加するかどうかの審査をいたしました。これを本日の日程に追加するものと決しましたのでご報告をいたします。

○議長（高橋正博君）

ただ今、議会運営委員長より報告のありましたとおりでございます。

お諮りいたします。本処分要求を日程に追加し、直ちに議題に追加したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本処分要求を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

## 議案の上程、趣旨説明（三木俊明議員に対する処分要求）

○議長（高橋正博君）

追加日程第 5、三木俊明議員に対する処分要求の件についてを議題とします。

福本耕太議員から、地方自治法第 133 条の規定によって、三木俊明議員に対する処分の要求が提出されています。

地方自治法第 117 条の規定によって、三木俊明君の退席を求めます。

(三木俊明議員、退場)

○議長（高橋正博君）

提出者の説明を求めます。

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

先ほどの流れもありますので細かくは言うつもりはありません。

私が申し上げたのは、どのように、議会として議員として責任を取るのかということと言われたことに対して、「当時、税務課長をしていた三木さんから、事実を話していただければ、議会の責任を果たせるんじゃないですか」ということを言ったんですけれども、それに対して、思い込みで、当時の事件に対して、三木さんが絡んでいたと、直接関わって共謀してたかのようなことを言うたというふうに、私に言ったことについては、説明をしても、全く聞き入れる様子もなく、聞く耳持たないということもありますので、これは、私に対する侮辱だというふうなことで、この議案を出させていただきました。

「当時」ということですが、私が言っている当時というのは、平成 16 年から平成 25 年までの約 9 年間になります。この間に、三木さんが、課長をしたのは平成 23 年ですから、この「当時」の中に入ります。

三枝町長の固定資産税が欠損処理されたのが、平成 16 年から平成 20 年までの 5 年間とその後、平成 21 年から平成 25 年までの間はずっと、高松屋で 173 万 900 円、鹿島荘で 168 万 1100 円、合わせて 341 万 2000 円が毎年滞納されておりました。平成 23 年度分につきましては、滞納を行っているんですけども、払っていないさなかで、三枝町長はグリーンプラザの赤羽根を購入しております。そのときの、当時、課長をしたのが三木議員ですから、私はこれに直接関与したということではなくて、こういうことがありましたよねと、こういうのをきちんと説明していただければ、議会の、そして議員の責任を果たせますので、知ってること話してくださいということを行った、当時、それから課長というのは、こういうことを示しております。以上で説明を終わります。

## 休憩

○議長（高橋正博君）

暫時休憩とします。

休 憩 午後 7 時 00 分

再開 午後7時03分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

○議長（高橋正博君）

再開します。

## 一身上の弁明（三木俊明議員に対する処分要求）

○議長（高橋正博君）

三木俊明君から本件について一身上の弁明をしたいとの申出があります。

お諮りいたします。これを許すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、三木俊明君の一身上の弁明を許すことに決定しました。

三木俊明君の入場を許します。

（三木俊明議員、入場）

○議長（高橋正博君）

三木俊明君に一身上の弁明を許します。

6番 三木俊昭君

○6番（三木俊明君）

私の思いは、この件に関して、議会会議規則にのっとり粛々と議論していただいて、決定させていただいたら結構だと思っております。以上です。

○議長（高橋正博君）

三木俊明君の退席を求めます。

（三木俊明議員、退場）

### 趣旨説明に対する質疑（三木俊明議員に対する処分要求）

○議長（高橋正博君）

これから質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、質疑はこれをもって終了いたします。

本案については、土庄町議会会議規則第 110 条の規定により、先ほど設置しました懲罰特別委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、懲罰特別委員会に付託することに決しました。

### 休憩

○議長（高橋正博君）

暫時休憩とします。

懲罰特別委員会を開催しますので、委員の皆さまは議員控室にお集まりください。

休 憩 午後 7 時 06 分

再 開 午後 7 時 09 分

### 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

### 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

- 議長（高橋正博君）  
再開します。

## 閉会中の継続審査申出

- 議長（高橋正博君）  
懲罰特別委員会委員長から土庄町議会会議規則第74条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程第6として議題にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋正博君）  
ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。懲罰特別委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋正博君）  
ご異議なしと認めます。

よって、懲罰特別委員会委員長からの申出書のとおり、継続審査に付することに決しました。

三木俊明君の入場を許します。

（三木俊明議員、入場）

## 議員の派遣

- 議長（高橋正博君）  
日程第13、議員の派遣についてを議題といたします。

議員の派遣については申出書が提出されております。詳細については、印刷配布のとおりであります。

議員の派遣については、土庄町議会会議規則第 126 条の規定により、議会の議決を経ることになっております。

お諮りいたします。お手元に配布いたしておりますとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、議員を派遣することに決しました。

## 閉会中の継続調査申出

○議長（高橋正博君）

日程第 14、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第 74 条の規定により、各委員会の委員長からお手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

## 閉会

○議長（高橋正博君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、令和 4 年 12 月土庄町議会定例会を閉会いたします。

誠に、お疲れさまでした。

閉 会 午後 7 時 12 分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長（高橋正博）

同議員（三木俊明）

同議員（濱野良一）